

第五十五回国会 衆議院 産業公害対策特別委員会 議 録 第 五 号

昭和四十二年五月十七日(水曜日)

午後一時二十五分開議

出席委員

委員長 八木 一男君

理事 天野 公義君

理事 丹羽 兵助君

理事 島本 虎三君

理事 亀岡 高夫君

理事 田村 良平君

理事 三原 朝雄君

理事 加藤 万吉君

理事 工藤 良平君

理事 中谷 鉄也君

理事 岡本 富夫君

出席國務大臣

厚生 大臣 坊 秀男君

運輸 大臣 大橋 武夫君

出席政府委員

總理府總務副長 上村千一郎君

官 松本 茂君

經濟企画庁水資 源局長 松本 茂君

官 松本 茂君

官 松本 茂君

官 松本 茂君

官 松本 茂君

官 松本 茂君

官 松本 茂君

官 松本 茂君

官 松本 茂君

官 松本 茂君

官 松本 茂君

官 松本 茂君

官 松本 茂君

官 松本 茂君

官 松本 茂君

官 松本 茂君

官 松本 茂君

官 松本 茂君

官 松本 茂君

委員外の出席者

建設省河川局長 古賀雷四郎君

科学技術庁研究 調整局総合研究 課長 緒方 雅彦君

法務省民事局参 事官 味村 治君

文部省大学学術 局審議官 岡野 澄君

厚生省環境衛生 局公害課長 橋本 道夫君

通商産業省企業 局産業立地部長 馬場 一也君

通商産業省技官 局建設河川局河 川計画課長 安藤 勝良君

建設省河川局河 川計画課長 望月 邦夫君

日本国有鉄道施 設局長 松本 文彦君

五月十六日

委員地崎宇三郎君辭任につき、その補欠として 田村良平君が議長の指名で委員に選任された。

同月十七日

委員加藤万吉君及び中井徳次郎君辭任につき、その補欠として石田有全君及び中谷鉄也君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員石田有全君及び中谷鉄也君辭任につき、その補欠として加藤万吉君及び中井徳次郎君が議長の指名で委員に選任された。

五月十日

公害防除の総合施策推進等に関する請願(吉田 泰造君紹介)(第九九六号)

は本委員会に付託された。

本日

の会議に付した案件

船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律

案(内閣提出第六〇号)

産業公害対策に関する件(産業公害対策の基本 施策及び水質汚濁対策等)

〇八木委員長 これより会議を開きます。

船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律 案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。大橋運輸大臣。

〇八木委員長 これより会議を開きます。

船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律 案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。大橋運輸大臣。

〇八木委員長 これより会議を開きます。

船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律 案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。大橋運輸大臣。

〇八木委員長 これより会議を開きます。

船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律 案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。大橋運輸大臣。

〇八木委員長 これより会議を開きます。

船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律 案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。大橋運輸大臣。

〇八木委員長 これより会議を開きます。

船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律 案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。大橋運輸大臣。

〇八木委員長 これより会議を開きます。

船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律 案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。大橋運輸大臣。

〇八木委員長 これより会議を開きます。

船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律 案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。大橋運輸大臣。

〇八木委員長 これより会議を開きます。

船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律 案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。大橋運輸大臣。

〇八木委員長 これより会議を開きます。

船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律 案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。大橋運輸大臣。

〇八木委員長 これより会議を開きます。

船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律 案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。大橋運輸大臣。

〇八木委員長 これより会議を開きます。

船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律 案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。大橋運輸大臣。

〇八木委員長 これより会議を開きます。

船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律 案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。大橋運輸大臣。

〇八木委員長 これより会議を開きます。

船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律 案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。大橋運輸大臣。

〇八木委員長 これより会議を開きます。

船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律 案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。大橋運輸大臣。

〇八木委員長 これより会議を開きます。

船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律 案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。大橋運輸大臣。

〇八木委員長 これより会議を開きます。

船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律 案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。大橋運輸大臣。

〇八木委員長 これより会議を開きます。

船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律 案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。大橋運輸大臣。

〇八木委員長 これより会議を開きます。

- 有量が一万立方センチメートルにつき一立方センチメートル以上である油性混合物(以下単に「油性混合物」という。)をいう。
- 2 この法律において「船舶」とは、海上航行の用に供する船舶をいう。
- 3 この法律において「油」とは、貨物艀の大部分がばら積み液体貨物の輸送のための構造を有する船舶(もつばらばら積み油以外の貨物の輸送の用に供されるものを除く。)をいう。
- 4 この法律において「ビルジ排出防止装置」とは、船舶内に存する重油が船底に流入し、又はビルジ(船底にたまる油性混合物をいう。以下同じ)が船舶から海上に排出されることを防止するための装置をいう。
- 5 この法律において「廃油」とは、船舶内において生じた不要な油をいう。
- 6 この法律において「廃油処理施設」とは、廃油の処理(廃油を生じた船舶内での処理を除く。以下同じ)の用に供する設備(以下「廃油処理設備」という。)であつて、その処理をする者の管理に属するものの総体をいう。
- 7 この法律において「廃油処理事業」とは、一般の需要に応じ、廃油処理施設により廃油の処理をする事業をいう。
- 8 この法律において「廃油処理事業者」とは、廃油処理事業を行なうことについて第十一条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者をいう。
- 9 この法律において「港湾管理者」とは、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。
- (法の適用)
- 第三条 この法律のうち船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には船舶管理人に、船舶賃借の場合には船舶借入人に、船長に関する規定

は、船長に代わつてその職務を行なう者に適用する。

(海水の汚濁の防止)

第四条 何人も、船舶から海上に油を排出することにより、海水を汚濁しないように努めなければならない。

第二章 船舶からの油の排出規制

(船舶からの油の排出の禁止)

第五条 船舶(次条に規定するものを除く。)は、次の海域において油を排出してはならない。

一 本邦(本州、北海道、四国、九州及び運輸省令で定めるその附属の島をいう。以下同じ。)の海岸の基線(千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約(以下「条約」という。)附属書A(1)に規定する基線をいう。)から五十海里以内の海域(港則法(昭和二十三年法律第七十四号)に基づく港の区域を含む。)

二 本邦及び外国の沿岸海域であつて、政令で定めるもの

2 前項の規定は、油送船以外の船舶又は平水区域若しくは沿海区域を航行区域とする油送船(これに準ずる運輸省令で定める油送船を含む。)が次の各号の一に該当する場合における当該船舶からのその運航又は修理に必要なる油の排出には、適用しない。

一 廃油処理施設が整備されていない港であつて運輸省令で定めるもの(以下この項において「施設未整備港」という。)に入港するため当該港に向つて航行中の場合(施設未整備港以外の港において航行中の場合を除く。)

二 施設未整備港において航行中の場合(施設未整備港以外の港に入港するため当該港に向つて航行中の場合を除く。)

3 前項に規定する油の排出は、海岸からできる限り離れて行なわなければならない。

第六条 総トン数二万トン以上の船舶であつて条約が日本国について効力を生ずる日(以下「条約発効日」という。)以後に建造契約が結ばれ

たものは、いかなる海域(港則法に基づく港の区域を含む。)においても油を排出してはならない。ただし、特別の事情により油を船舶内に保留することが適当でないと認められる場合であつて運輸省令で定める場合における前条第一項に規定する海域の外においての油の排出については、この限りでない。

2 前項に規定する船舶が同項ただし書に規定する油の排出をしたときは、当該船舶の船長は、運輸省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を運輸大臣に報告しなければならない。

第七条 前二条の規定は、次の各号の一に該当する油の排出には、適用しない。

一 船舶の安全を確保し、船舶若しくは積荷の損傷を防止し、又は海上において人命を救助するための油の排出

二 船舶の損傷その他やむを得ない原因による油の排出。ただし、当該油の排出を防止し、又は減少させるための措置をとつた場合に限る。

三 船舶の使用する重油又は潤滑油の清浄化により生ずる残留物の当該船舶からの排出

四 原油、重油及び船舶の機関室以外の場所から流出した潤滑油を含まないビルジの排出

五 捕鯨業に従事する船舶が現に捕鯨作業に使用されている場合の当該船舶からの油の排出

2 前項第三号の残留物の排出は、海岸からできる限り離れて行なわなければならない。

(ビルジ排出防止装置)

第八条 船舶所有者は、運輸省令で定めるビルジ排出防止装置を船舶に設置しなければならない。ただし、当該船舶の推進のために油を燃料として使用しない船舶については、この限りでない。

(油記録簿)

第九条 船長(もつぱら他の船舶に引かれ、又は押されて航行する船舶(以下「引かれ船等」という。))にあつては、船舶所有者、次項及び第三項において同じ。は、油記録簿を船舶内

(引かれ船等)にあつては、当該船舶を管理する船舶所有者の事務所。第三項において同じ。)

に備え付けなければならない。ただし、油送船以外の船舶であつて当該船舶の推進のために油を燃料として使用しないものについては、この限りでない。

2 船長は、当該船舶に係る油の排出又は油に関する作業であつて、運輸省令で定めるものが行なわれたときは、そのつど、前項の油記録簿に運輸省令で定める事項を記載しなければならない。

3 船長は、第一項の油記録簿をその最後の記載をした日から二年間船舶内に保存しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、油記録簿の様式その他油記録簿に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

(適用除外)

第十条 第五条及び前二条の規定は、油送船以外の船舶であつて総トン数五百トン未満のもの及び総トン数五百トン未満の油送船には、適用しない。

2 前二条の規定は、日本船舶(船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第一条に規定する日本船舶をいう。)以外の船舶には、適用しない。

第三章 廃油処理事業等

(事業の許可及び届出)

第十一条 港湾管理者以外の者は、廃油処理事業を行なおうとするときは、事業区域ごとに、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 港湾管理者は、廃油処理事業を行なうとするときは、その廃油処理設備の設置の工事の開始の日(工事を要しないときは、その事業の開始の日)の六十日前までに、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第十二条 前条第一項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて

はその代表者の氏名及び住所

二 事業区域

三 当該事業の用に供する廃油処理設備に関する次の事項

イ 設置の場所(船舶の場合にあつては、主たる根拠地)

ロ 種類及び能力

ハ 処理する廃油の種類

2 前条第二項の規定による届出をする港湾管理者は、前項第三号の事項を記載した届出書を運輸大臣に提出しなければならない。

3 第一項の申請書又は前項の届出書には、事業計画書、廃油処理設備の工事設計書その他の運輸省令で定める書類を添附しなければならない。

(許可の欠格条項)

第十三条 次の各号の一に該当する者は、第十一条第一項の許可を受けることができない。

一 この法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

二 第二十四条第一項の規定により第十一条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者

三 法人で、その業務を行なう役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

(許可の基準)

第十四条 運輸大臣は、第十一条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 当該事業の開始が当該事業区域に係る一般の需要に適合するものであること。

二 当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

三 当該事業の用に供する廃油処理設備が運輸省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

四 当該事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

(事業開始前の廃油処理設備の変更命令)
第十五条 運輸大臣は、第十一条第二項の規定による届出があつた場合において、当該事業の用に供する廃油処理設備が前条第三号の運輸省令で定める技術上の基準に適合するものでないとき、その届出に係る工事の開始前(「工事を要しない」ときは、その事業の開始前)に限り、その届出をした港灣管理者に対し、廃油処理設備の工事設計の変更(「工事を要しない」ときは、修理又は改造)をすべきことを命ずることが出来る。

(事業開始の届出)
第十六条 廃油処理事業者は、事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならぬ。
(廃油処理規定)
第十七条 港灣管理者以外の廃油処理事業者は、廃油の処理の料金その他の廃油の処理の条件について廃油処理規程を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

2 港灣管理者たる廃油処理事業者は、廃油の処理の料金その他の廃油の処理の条件について廃油処理規程を定め、あらかじめ、運輸大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

3 前二項の廃油処理規程は、次の各号に適合するものでなければならない。
一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
二 料金が定率又は定額をもって明確に定められていること。

四 特定の者に対し不当な差別的取扱ひをするものでないこと。
(廃油の処理の引受義務)
第十八条 廃油処理事業者は、正当な理由がなければ、廃油の処理の引受けを拒絶してはならない。

第十九条 港灣管理者以外の廃油処理事業者は、第十二条第一項第三号の事項を変更しようとするときは、運輸大臣の許可を受けなければならない。ただし、同号の事項の変更であつて運輸省令で定める軽微なものをしようとするときは、この限りでない。

2 第十四条の規定は、前項の許可に準用する。
3 港灣管理者たる廃油処理事業者は、第十二条第一項第三号の事項を変更しようとするときは、その変更に必要な廃油処理設備の変更の工事の開始の日(「工事を要しない」ときは、その変更の日)の三十日前までに、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。ただし、第一項ただし書の運輸省令で定める変更をしようとするときは、この限りでない。

4 第十五条の規定は、前項の規定による届出があつた場合に準用する。この場合において、同条中「その事業の開始前」とあるのは、「その変更前」と読み替へるものとする。
5 第一項の許可を受け、又は第三項の規定による届出をした廃油処理事業者は、その許可又は届出に係る第十二条第一項第三号の事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

6 廃油処理事業者は、第一項ただし書の運輸省令で定める変更をしたときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。
(氏名等の変更)
第二十条 港灣管理者以外の廃油処理事業者は、第十二条第一項第一号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(廃油処理設備の維持等)
第二十一条 廃油処理事業者は、当該事業の用に供する廃油処理設備を第十四条第三号の運輸省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならぬ。

2 廃油処理事業者は、廃油の処理の方法に關し運輸省令で定める技術上の基準に従つて廃油を処理しなければならない。

3 運輸大臣は、当該事業の用に供する廃油処理設備又は当該事業における廃油の処理の方法が、第十四条第三号又は前項の運輸省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、廃油処理事業者に対し、その技術上の基準に適合するように当該事業の用に供する廃油処理設備を修理し、若しくは改造し、又はその技術上の基準に従つて廃油を処理すべきことを命ずることが出来る。
(承継)
第二十二条 港灣管理者以外の廃油処理事業者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、廃油処理事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により廃油処理事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。
(事業の休止及び廃止)
第二十三条 廃油処理事業者は、事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、運輸省令で定めるところにより、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。
(事業の許可の取り消し等)
第二十四条 運輸大臣は、港灣管理者以外の廃油処理事業者が次の各号の一に該当するときは、六月以内の期間を定めて事業の停止を命じ、又は第十一条第一項の許可を取り消すことができる。

一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反したとき。
二 正当な理由がないのに認可を受けた事項を実施しないとき。
三 第十三条第一号又は第二号に該当することとなつたとき。

2 運輸大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に對し、相当期間を置いて予告した上、公開による聴聞を行なわなければならない。

3 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。
4 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害關係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。
(自家用廃油処理施設)
第二十五条 廃油処理事業の用に供する廃油処理施設以外の廃油処理施設(運輸省令で定める小規模のものを除く。以下「自家用廃油処理施設」という。)により廃油の処理を行なおうとする者は、その廃油処理設備の設置の工事の開始の日(「工事を要しない」ときは、その廃油の処理の開始の日)の六十日前までに、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

2 第十二条第一項(同項第二号に係る部分を除く。)及び第三項の規定は、前項の規定による届出に準用する。
3 第十五条の規定は、第一項の規定による届出があつた場合に準用する。この場合において、同条中「その事業の開始前」とあるのは、「その廃油の処理の開始前」と読み替へるものとする。
(準用規定)
第二十六条 第十六条、第十九条第三項から第六項まで及び第二十条から第二十三条までの規定は、前条第一項の規定による届出をした者(以下「自家用廃油処理施設設置者」という。)に準用する。

第四章 雑則
(港灣管理者への勸告)
第二十七条 運輸大臣は、港灣管理者の管理する港灣において廃油処理施設の整備が十分に行なわれていない場合であつて、船舶の油による海水の汚濁の防止のため必要であると認めるとき

は、当該港灣管理者に対し、廃油処理施設を整備すべきことを勧告することができる。

(港灣管理者に対する補助)

第二十八條 国は、必要があると認めるときは、廃油処理施設の建設又は改良を行なう港灣管理者に対し、予算の範囲内において、その建設又は改良に要する費用の十分の五を補助するものとする。

(報告の徴収)

第二十九條 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、運輸省令で定めるところにより、船舶所有者又は船舶長に対し、当該船舶に係る油の排出又は油に関する作業に関し報告をさせることができる。

2 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、運輸省令で定めるところにより、廃油処理事業者又は自家用廃油処理施設の設置者に対し、その事業又はその廃油処理施設による廃油の処理に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第三十條 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、船舶又は引かれ船等を管理する船舶所有者の事務所に立ち入り、ビルジ排出防止装置、油記録簿その他の物件を検査させることができる。

2 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、廃油処理事業者又は自家用廃油処理施設の設置者の事務所その他の事業場に立ち入り、廃油処理設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(油記録簿の写しの証明)

第三十一條 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、前条第一項の規定により船舶

又は引かれ船等を管理する船舶所有者の事務所へ立ち入った職員に、その職員が作成した油記録簿の記載事項の写しが真正である旨の証明を船舶長又は引かれ船等の船舶所有者に対して求めさせることができる。

(国の援助)

第三十二條 国は、船舶の油による海水の汚濁の防止に資するため、ビルジ排出防止装置及び廃油処理施設の設置又は改善につき必要な資金の確保、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(研究の推進等)

第三十三條 国は、船舶からの油の排出の防止及び廃油の処理に関する技術の研究その他船舶の油による海水の汚濁の防止に関する研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

(職権の委任)

第三十四條 この法律の規定により運輸大臣の職権に属する事項は、運輸省令で定めるところにより、海運局長に行なわせることができる。

第五章 罰則

第三十五條 第十一條第一項の規定に違反して廃油処理事業を行なつた者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第三十六條 第五條第一項又は第六條第一項の規定に違反した者は、三月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第三十七條 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 港灣管理者以外の廃油処理事業者であつて、第十八條の規定に違反したもの

二 第十九條第一項の規定に違反して第十二條第一項第三号の事項を変更した者

三 港灣管理者以外の廃油処理事業者又は自家用廃油処理施設の設置者であつて、第二十一條第三項(第二十六條において準用する場合を含む)の規定による命令に違反した場合

四 第二十四條第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

五 第二十五條第三項において、又は第二十六條において準用する第十九條第四項において、それぞれ準用する第十五條の規定による命令に違反した者

第三十八條 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第八條の規定に違反して船舶を航行の用に供した者

二 港灣管理者以外の廃油処理事業者であつて、第十七條第一項の規定による認可を受けず、又は認可を受けた廃油処理規程によらないで廃油を処理したもの

三 第二十五條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十九條 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第六條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第九條第一項又は第三項の規定に違反した者

三 第九條第二項の規定により油記録簿に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をした者

四 港灣管理者以外の廃油処理事業者又は自家用廃油処理施設の設置者であつて、第十六條、第十九條第五項、第二十二條第二項又は第二十三條(これらの規定を第二十六條において準用する場合を含む)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたもの

五 第二十六條において準用する第十九條第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第二十九條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第三十條第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

八 第三十一條の規定による証明を拒み、又は忌避した者

第四十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代

理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第四十一條 港灣管理者以外廃油処理事業者又は自家用廃油処理施設の設置者であつて、第十九條第六項又は第二十條(これらの規定を第二十六條において準用する場合を含む)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたものは、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えた日から施行する。ただし、第五條から第七條まで及び第九條の規定は条約発効日から、第八條の規定は条約発効日の翌日から起算して一年を超えた日から施行する。

(船舶からの油の排出の禁止に関する規定の適用) 第二条 第五條の規定は、次の各号に掲げる日までの間は、当該各号に掲げる船舶からの油の排出には、適用しない。

一 条約発効日の翌日から起算して三年を経過する日 油送船以外の船舶からの油の排出

二 条約発効日の翌日から起算して一年を経過する日 油送船からのビルジの排出

2 前項(同項第一号に係る部分に限る)の場合において、油の排出は、海外からできる限り離れて行なわなければならない。ただし、条約発効日の翌日から起算して一年を経過する日までの間におけるビルジの排出については、この限りでない。

3 第六條の規定は、条約発効日の翌日から起算して一年を経過する日までの間は、ビルジの排出には、適用しない。

(廃油処理事業に関する経過措置) 第三条 この法律の施行の際現に廃油処理事業を行なっている者は、第十一條第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をしたも

のとみなす。

2 前項の規定により第十一条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をしたものとみなされた者(以下「既存廃油処理事業者」という。)は、この法律の施行の日から起算して一月以内に、第十二条第一項各号(港灣管理者たる既存廃油処理事業者にあつては、同項第三号)の事項を記載した届出書に事業の概況及び廃油処理設備の状況を記載した書類その他の運輸省令で定める書類を添附して、運輸大臣に提出しなければならない。

第四条 この法律の施行の際現に、廃油処理事業の用に供する廃油処理設備(以下「事業用廃油処理設備」という。)の設置の工事を行なつており、又はこの法律の施行の日から起算して三月を経過した日前に、事業用廃油処理設備の設置の工事を開始し、若しくは事業用廃油処理設備の設置の工を行なわないうで廃油処理事業を開始する港灣管理者(既存廃油処理事業者を除く。)に対する第十二条第二項の規定の適用については、同項中「その廃油処理設備の工事の開始の日(工事を要しないときは、その事業の開始の日)の六十日前まで」とあるのは、「この法律の施行の日から起算して一月以内」とする。

2 前項の規定により読み替えられた第十一条第二項の規定による届出をした港灣管理者たる廃油処理事業者に対する第十五条の規定の適用については、同条中「その届出に係る工事の開始前(工事を要しないときは、その事業の開始前)とあるのは、「その事業開始前」とする。

第五条 港灣管理者以外の既存廃油処理事業者は、第十七条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して三月間は、廃油処理規程の認可を受けなくても、廃油を処理することができ、その者がその期間内に同項の認可を申請した場合において、認可があつた旨又は認可しない旨の通知を受ける日まで、同様とする。

2 港灣管理者たる既存廃油処理事業者に対する

第十七条第二項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行の日から起算して三月以内」とする。

第六条 この法律の施行の際現に第十二条第一項第三号の事項を変更するため事業用廃油処理設備の変更の工を行なつており、又はこの法律の日から起算して二月を経過した日前に、同号の事項を変更するため事業用廃油処理設備の変更の工事を開始し、若しくは事業用廃油処理設備の変更の工を行なわないうで同号の事項を変更する港灣管理者たる廃油処理事業者に対する第十九条第三項の規定の適用については、同項中「その変更に必要な廃油処理設備の変更の工事の開始の日(工事を要しないときは、その変更の日の三十日前まで」とあるのは、「この法律の施行の日から起算して一月以内」とする。

2 前項の規定により読み替えられた第十九条第三項の規定による届出をした港灣管理者たる廃油処理事業者に対する同条第四項において準用する第十五条の規定の適用については、同項の規定により読み替えられた同条中「その届出に係る工事の開始前(工事を要しないときは、その変更前)とあるのは、「その変更前」とする。(自家用廃油処理施設に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に自家用廃油処理施設により廃油の処理を行なつている者は、第二十五条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

2 附則第三条第二項の規定は、前項の規定により第二十五条第一項の規定による届出をしたものとみなされた者(以下「既存自家用廃油処理施設の設置者」という。)に準用する。この場合において、附則第三条第二項中「第十二条第一項各号(港灣管理者たる既存廃油処理事業者にあつては、同項第三号)とあるのは、「第十二条第一項第一号及び第三号」と読み替へるものとする。

第八条 この法律の施行の際現に事業用廃油処理設備以外の廃油処理設備(以下「自家用廃油処理

設備」という。)の設置の工を行なつており、又はこの法律の施行の日から起算して三月を経過した日前に、自家用廃油処理設備の設置の工事を開始し、若しくは自家用廃油処理設備の設置の工を行なわないうで自家用廃油処理設備による廃油の処理を開始する者(既存自家用廃油処理施設の設置者を除く。)に対する第二十五条第一項の規定の適用については、同項中「その廃油処理設備の設置の工事の開始の日(工事を要しないときは、その廃油の処理の開始の日)の六十日前まで」とあるのは、「この法律の施行の日から起算して一月以内」とする。

2 前項の規定により読み替えられた第二十五条第一項の規定による届出をした自家用廃油処理施設の設置者に対する同条第三項において準用する第十五条の規定の適用については、同項の規定により読み替えられた同条中「その届出に係る工事の開始前(工事を要しないときは、その廃油の処理の開始前)とあるのは、「その廃油の処理の開始前」とする。

第九条 この法律の施行の際現に第十二条第一項第三号の事項を変更するため自家用廃油処理設備の変更の工を行なつており、又はこの法律の施行の日から起算して二月を経過した日前に、同号の事項を変更するため自家用廃油処理設備の変更の工事を開始し、若しくは自家用廃油処理設備の変更の工を行なわないうで同号の事項を変更する自家用廃油処理施設の設置者に対する第二十六条において準用する第十九条第三項の規定の適用については、同項中「その変更に必要な廃油処理設備の変更の工事の開始の日(工事を要しないときは、その変更の日)の三十日前まで」とあるのは、「この法律の施行の日から起算して一月以内」とする。

2 前項の規定により読み替えられた第二十六条において準用する第十九条第三項の規定による届出をした自家用廃油処理施設の設置者に対する第二十六条において準用する第十九条第四項において準用する第十五条の規定の適用につい

ては、第二十六条において準用する同項の規定により読み替えられた第十五条中「その届出に係る工事の開始前(工事を要しないときは、その変更前)とあるのは、「その変更前」とする。

(経過措置に関する罰則)
第十条 港灣管理者以外の既存廃油処理事業者又は既存自家用廃油処理施設の設置者であつて、附則第三条第二項(附則第七条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して届出書を提出せず、又は虚偽の届出書を提出したものは、一万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の刑を科する。

(運輸省設置法の一部改正)
第十一条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四十一条 第十四号の十一の次に次の一号を加える。
十四の十一 廃油処理事業及び自家用廃油処理施設に関し、許可し、認可し、又は必要な処分をすること。
第二十二号 第一項第十七号の二の次に次の一号を加える。

十七の三 船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律(昭和四十二年法律第 号)の施行に関すること(港灣局の所掌に属するものを除く)。
第二十六号 第一項第十号の二の次に次の一号を加える。
十の三 港灣管理者の行なう廃油処理事業に関すること。
第四十号 第一項第二十二号の三の次に次の一号を加える。
二十二の四 廃油処理事業及び自家用廃油処理施設に関すること。

(港灣法の一部改正)

第十二条 港灣法の一部を次のように改正する。
第二条第五項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 廃油処理施設 船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律(昭和四十二年法律第 号)第二条第六項に規定する廃油処理施設(港灣役務提供用船舶を除く。)

第二条第五項第十三号中「並びに船舶のための給水、給油及び給炭の用に供する船舶」を「船舶のための給水、給油及び給炭の用に供する船舶並びに船舶の廃油の処理の用に供する船舶」に改める。

第十二条第一項第八号中「補助」の下に「船舶の廃油の処理」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則に第九十八項として次の一項を加える。
(廃油処理施設に対して課する固定資産税に関する特例)

98 船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律(昭和四十二年法律第 号)第十二条第一項の許可を受けた者又は同法第二十五條第一項の規定による届出をした者が昭和四十二年一月二日から昭和四十五年一月一日までの間に新設した同法第二条第六項に規定する廃油処理施設で政令で定めるもの(第三百四十九條の三第六項の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の二の規定にかかわらず、当該施設に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から三年度分の固定資産税に限り、当該施設に対して課する固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

(船舶整備公団法の一部改正)

第十四条 船舶整備公団法(昭和三十五年法律第

四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

13 この法律において「ビルジ排出防止装置」とは、船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律(昭和四十二年法律第 号)第二条第四項に規定するビルジ排出防止装置をいう。

第十三条第二号中「若しくは港灣運送用荷役機械」を「港灣運送荷役機械若しくはビルジ排出防止装置」に改める。

第十九条中第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 ビルジ排出防止装置を船舶に設置しようとする者に対し、その設置に必要な資金を貸し付けること。

理由

千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約への加入に伴い、船舶の油による海水の汚濁を防止するため、船舶から海上に油を排出することを規制し、あわせて廃油処理事業等の適正な運営を確保するとともに、廃油処理施設の整備を促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○大橋國務大臣 ただいま議題となりました船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

この法律案を提案いたしました第一の理由は、今国会に別途提出されております千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約の受諾に伴いまして、国内の法制を整備する必要がありますからでございます。この条約の当事国は、すでに三十一カ国に及んでおり、わが国のような大海運国がいつまでもこれに加入しないのは国際協力の見地から好ましくないと考えられるに至っておりますので、この条約の受諾と並んで関係国内法の制定が急がれているわけであります。

提案の第二の理由は、国内において船舶から排

出される油による海水の汚濁が大きな問題となっておりますが、その対策を講ずる必要があるからであります。油による海水の汚濁は、特に水産物に對しかなりの被害を与えておりますとともに、港内、海水浴場等における衛生環境や美観をそこないつつあり、その度合いは石油関連産業の急速な発展に伴って今後ますます増加して行くものと思われまゝです。今やその対策は急務とされておるのであります。

以上のような現状にかんがみまして、船舶から海上に油を排出することを規制し、あわせて廃油処理事業等の適正な運営を確保する等により、船舶の油による海水の汚濁を防止する必要があるとす。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一に、船舶からの油の排出を規制することといたしております。

その主要点は、油送船以外の船舶で総トン数五百トン以上のもの及び油送船で総トン数五百トン以上のものが、わが国の海岸から五十海里以内の海域及び政令で定める沿岸海域において、油を排出することを禁止するとともに、総トン数二万トン以上の一定の船舶について、すべての海域において油を排出することを禁止することとあります。さらに、油を排出することを禁止される船舶につきましては、ビルジ排出防止装置を設置し、及び油記録簿を備え付けて、油の排出等に関し記録をすることを義務づけることといたしました。

第二に、廃油処理事業に関し、必要な監督を行なうことといたしております。

廃油処理事業は、港灣管理者以外の者が行なう場合と港灣管理者が行なう場合とありますが、港灣管理者以外の者がこの事業を行なうときは運輸大臣の許可を要し、港灣管理者がこの事業を行なうときは運輸大臣への届け出を要するものとしたしまして、それぞれ必要な監督の規定を設けております。

第三に、廃油処理施設の整備を促進することと

いたしております。

運輸大臣は、廃油処理施設の整備につきまして、港灣管理者に勧告できることといたしました。また、国は、廃油処理施設の建設または改良を行なう港灣管理者に對しまして、予算の範囲内で、その建設または改良に要する費用の十分の五を補助するものとしております。

このほか、船舶からの油の排出等の違反行為に對しまして所要の罰則の整備をいたしてあります。また船舶からの油の排出の規制等につき所要の経過措置を定めております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○八木委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。本案についての質疑は後日に譲ることといたします。

○八木委員長 産業公害対策に関する件について調査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。石田有全君。

○石田(電)委員 ちょっと要求しておる政府委員のメンバーがそろっておらないようでありますけれども、時間の関係もございまいしうから、責任者のおられないところは代理の方でお願いするか、あるいはまたあとで御答弁を願う、こういうようにして質問を始めたかと思ひます。

先週の本委員会において、板川委員から熊本における水俣病の問題並びに阿賀野川の水銀中毒の問題について質疑が行なわれたのであります。これに関連いたしまして若干質問を申し上げます。

まず最初に、熊本における水俣病に対する対策がきわめて不徹底に終わっている。熊本大学並びに新日本窒素の病院では、実験データを出したにもかかわらず、それが政府の見解とならなかった

ということについてお尋ねをいたしたいと思うのでありますが、厚生省並びに経済企画庁の所見をただしたいと思ひます。特に私が指摘したいことは、三十八年熊本の正式発表の数年前に、ただいま申ししますように、新日本窒素の病院で実験データができており、熊本大学はそれを基礎として実験の結果を発表しておるのであります。にもかかわらず、これが政府の結論となり得なかつたところの理由について、特に時間の関係もございしますので、厚生省並びに経済企画庁のそれぞれ担当官から御説明を承りたいと思ひます。

○館林政府委員 熊本県の水俣病の調査に關しましては、最初に厚生省が調査に当たつたわけでございますが、これは特別の先生を委嘱いたしました調査いたしました。その調査結果をもとにいたしまして、食品衛生調査会に意見を聞くというところをいたしたわけでありまして、その調査にあたつては、三十四年十一月から経済企画庁が幹事役となりまして、厚生省が医薬部門、通産省が関連工場の排水関係、水産庁が生物関係、経済企画庁が工場排水中の物質の拡散分布関係、こういうふうな調査をいたしたわけでありまして、その結果、たびたび各関係省寄り集まりまして、それぞれの省の関係の調査を持ち寄つて協議が行なわれたわけでございますが、三十六年三月、第四回の会合が最後になっておるわけでありまして、それから、お尋ねのように、昭和三十六年九月に熊本大学は独自の調査研究を続行いたしました。この原因となりまして物質はメチル水銀化合物ではなからうかという意見を發表いたしまして、三十八年の二月に至りまして、熊本大学としてこの水俣病に關する調査の結果を取りまとめて公表いたしておるわけでありまして、

以上がこれまでの調査の概要でございます。○松本政府委員 三十三年に水俣病特別部会が食品衛生調査会に設置されました。その答申が翌年十月あつたわけでございますが、この答申だけでは不十分であるということで、厚生省、通産省、水産庁、それに経済企画庁、この四つがそれ

ぞれの分野を分担いたしましたして調査を行ない、お互いに報告し合つてその完全を期するという事になりまして、経済企画庁がその取りまとめ幹事役をやつたわけでございます。

それで、先ほど環境衛生局長からお話ございましたように、三十五年から三十六年にかけて四回この連絡協議会が開かれたわけでございます。最後が三十六年の三月六日、これが第四回でございます。このように鋭意調査が行なわれたわけでございますが、当時の現地の状況からいたしますと、なお多くの問題がございまして、十分な結論を得ることはなかなかむづかしいというふうに思われる状況でございました。

一方、患者の発生は三十五年の十月を最後にいたしました。その後発生を見ない状況になつております。また、病因物質の発生過程等につきましては、はっきりした結論が出ていなかったわけでございますけれども、通商産業省におきまして、水俣病の発生後、当時の工場に對しまして必要な行政指導を行なつておるという状況でございます。

それで、当時といたしましては、その後も主として医学的な研究は大学等で引き続き実施されるように措置されたわけでございますが、三十六年度以降はこういうふうな関係各省での調査ということは行なわれない状況になりました。したがって、先ほど申しましたこの連絡協議会もおのづから中絶するといふ状況になつたわけでございます。

○石田(有)委員 先ほど環境衛生局長から御説明がございましたが、経済企画庁が中心となりまして、厚生、通産、水産等でそれぞれいろいろ御研究が進められたということですが、この総合調査連絡協議会が十名の学者に研究を委託をし、十名の中で清浦というたつた一人の学者の反対のために結論を出し得なかつた、こういうわけでおるのでありますが、これは事実でしょうか、どうでしょう。

○松本政府委員 当時も、連絡協議会におきま

して調査結果につきましても報告がいろいろなされたいわけでございますが、そのとき東京工大の清浦教授が同先生の学説を發表されたということがございします。また、それにつきましても委員の方々の間で議論が行なわれたということでございます。

○石田(有)委員 清浦教授一人が反論をされたために結論をつけるに至らなかつたということは、各方面の印刷物その他で明らかにしておる。同時にまた清浦教授もそれについては意見を述べておられる。そこで、私は非常に重大だと考えますことは、十名の学者に委嘱をしたが、一人だけ反対をしたために結論を出し得なかつたということになりますと、今回の阿賀野川における水銀中毒の問題の結論を出すにあつてきわめて重大な影響が予想されるのであります。

そこで、先月十八日ですか、厚生省の研究班の取りまとめたものを報告書という形式で發表になりましたが、この取りまとめにあたりまして、厚生省の当局から、結論についてはあまりはっきりした結論にしないでもらいたいという意思表示があつたといふことを伺つておるのですが、そういう事実はあつたか。

○館林政府委員 今回の調査は學術調査でございますので、全く學者の自主的な研究に基づいた結論が出されたわけでございます。役所の側から特に結論をあいまいにしたいだきたいという意思表示をしたことはございません。

○石田(有)委員 大臣がお見えになりましたから大臣に伺いたいと思ひますが、一説にこういう説が流れておるのです。三つの研究班の報告書が出された後、これによりまして、その結論は、昭電の廃液が阿賀野川に流出してその河川の汚染によるものである、したがつて昭和電工の廃液によるものであると診断する。こういう結論が出たわけですか。この結論が出された後に、環境衛生局長が転任になるようだ、こういう話が出てきた。これは相當政治的に配慮されて、明確に診断をするといふような結論を出させないような配慮をしておつたにもかかわらず、報告書ではきわめ

て明確な結論が出たことに対する環境衛生局長の責任追及という立場で転任をさせるのではないかと、こゝいわれておるわけですか。こうなると非常に問題は大きな問題になると思ひますのでありまして、また、いろいろな点でそういうふうにおいがないわけではないのです。ひとつ大臣、そのらの問題を一応承りたいと思ひます。

○坊間務大臣 御質問の環境衛生局長の一人上の問題といふようなことにつきましては、私は就任以來考えておりませんし、それから今日たゞいまも考えていないことをこゝではっきりと申し上げておきます。

○石田(有)委員 前的大臣は、こういうような問題は政治的にこれこれすべきものではなくて、科学的な結論を尊重して対処しなければならぬといふことを繰り返して強調されておつたわけでありまして、実は先週の本委員会におきまして、八田委員のほうから、どうも學者や医者さんなどにまかせておいてはならないのではないか、政治的にこれは解決をはかるべきであるといふような意見が出されたのであります。私は、考え方によつては、善意に解釈すれば、そういうことも考えられないことではない。と申しますのは、このような高度の科学的な、しかも國民の生命、身体に重大な影響を与えるようなものについては、科學技術なり厚生省なりが十分これを検討するだけのスタッフがあつて、そして權威のある結論を出し得るような状況であるならば、これは正しいと思ひます。けれども、阿賀野川の水銀中毒事件のような場合に、相當なメンバーで學者に依頼をして、そこから出された報告書を政治的にこれをゆがめるといふようなことは許しがたいことだと私は考へておるのです。大臣どうですか。

○坊間務大臣 御意見のとおりでございます。これは政治的にゆがめるといふことは絶対にあつてはいけなかつたことだと私は思つております。

○石田(有)委員 そこで、これは環境衛生局長に伺ひますが、目下食品衛生調査会にこれの審議を

ません。なお、この会長は委員相互の互選です。になつておる、こういうようなことでございますので、大臣としてこれを取りかえらうといったような考えは今日持つておりません。

○石田(有委員) この問題は、先ほど私が申し上げるように非常にデリケートな問題であるし、昭和電工はこれに対して異常なほど抵抗しておるわけです。あらゆる手段を弄してやつておるのです。私はきょうはこまかいことは申し上げませんが、そこで多くの諸問機関というものは委員の互選になることが通例のように思われますから、そういうないところもありますけれども、いやしくもこの阿賀野川の水銀中毒事件の審議に関する限り、本人が辞退さるべきが当然だと思つてゐます。あなたはいま会長をやめさせるといふ考えはないとおつしやるけれども、それでは国民は納得しないと申すのです。被害者は納得しないと思ふ。そ

れで、いまここでやめさせなさいとは私は申しま

せんが、これはやはり何らかの形で善処するのが

大臣としての当然の責務だと私は考えるので、こ

れはひと懸案事項としてお考えをお願いしたい。よ

○方国务大臣 眞重を考えたかと思ひます。

○石田(宥)委員　これは大臣もよく聞いておいて

いただきたいと思ひますのは、実はこの三つの研

究班ができて、昨年の三月二十四日に三つの

班の合同会議で、工場廃液説、工場廃液によるも

のであるというふうに申し合わせが、一応結論が

出たのですよ」ところが、これは通産省の關係の方から非常二強、即意見でそれ二リドをさして、

どうも工場廃液の可能性が強いという表現になっ

てしまった。中間報告のような形でありました

が、しかし関係者、工場廃液の公算が強いという

ことについては、一るの希望を持っておったわけ

です。ところが、それが昨年の三月二十四日

あつたのに、その後十月の末には出す、十一月上

旬には結論を出す。十二月た、一月た、二月た

て、結局この碩学班の総計からそのが、先月の一日に発表されて、まだ毎のものとも山のものとも

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。

つかないというのが現状でしょう。私がいま申し上げたようにききつから見ると、これはなかなか予断を許したいと私は判断をしておるわけです。そこで、そういう経過であることをひとつお含みおきを願っておきたいということ、この研究については国が九百六十余万円を出したところの行政調査であるから、みだりにこれを学会や世間に公表するようなことのないようにということをお申し渡したというのでありますが、これは科学技術庁ですか、厚生省ですか、どちらですか。

○石田(省)委員 私はいやしくも国の予算を使って、こういうかつかつて熊本県にも大問題が起り、ついに結論がつかないような問題を、科学技術庁、厚生省その他の関係各省庁の間で委嘱をされた研究班の結論というものは、これは口を合をしてくださる。委員の中には、そんなひも付きの研究費なら返してしまえという、かなり激しい抵抗があったというのを承つておるのではありませんが、私は当然だろと思うのです。いやしくも国の予算で、このような大きな問題についての研究と取り組むということであるならば、むしろ公然とこれを明らかにすることによって、WHOやFAOでも、これはいまだ検討事項になっておるくらいなんです。進んでこれを国際的に明らかにすることによって、世界の学者の英知を集めて、これに対する対策等を検討しなければならぬにいかかわらず、それを、かつてに発表してはならないなどということは、私は許しがたいことであつて、今後このようなことが断じてあつてはならないと思ひますが、厚生大臣はどうお考えになりますか。

○坊国務大臣 これには幾つかの見方があるかと私は思ひます。と申しますことは、純粋なる学問的、科学的の研究ということをする場合には、その研究の過程におきましては、責任を持った学者がほんとうに冷静に研究を続けていくというためには、私は、一々その研究の過程について、これを公表することが必ずしも適當ではなからうと思ひます。また、もう一つの見方から申しますならば、そういったような研究の過程も、これをそのつど公表することによって、おのずからそこにこれに対する御意見を承る、こういう行き方もあろうと思ひますけれども、その冷静なる学問的研究、その結果はもちろんこれは秘密に付すべきものではないと思ひますけれども、その過程、そのつどつどの発表をしていくということにつきましては、これは非常に慎重を要するのではなからうか。ただ、これをいかに扱うかといふような、何と申しますか、行政上の措置とか、何もこれを政治で、行政によつてひん曲げるとか、いかんとかいうことではございませぬけれども、いかに扱うかということにつきましては、これは各方面からの御意見というものが非常に大事だと私は思ひますけれども、冷静なる研究過程におきましては、必ずしもそのつどつどの発表ということが妥當であらうとは考えられないのでございしますが、この見方についてはいろいろの見方があると思ひます。

○石田(省)委員 それでは具体的に伺ひますが、四十一年四月三日、新潟大学の椿教授は、福岡で工場廃液説の立場から内科学会に発表してあります。それから同じく四日には神戸大学の喜田村教授、それから東京歯科大学の上田喜一教授は岡山の衛生工学会でこれを発表しております。さらに四月七、八両日には同じく宇部で行なわれました産業衛生学会で喜田村教授がいろいろの内容を含んだ発表をしてあります。五月二十九日には札幌の衛生工学会で、東京大学の衛生工学会研究室の宇井博士がこれを発表しております。九月になつてから宇井博士と熊本大学の衛生工学会の入鹿山教授が、西ドイツのミュンヘンの国際水質汚濁研究会で、それぞれ工場による水銀汚染として、阿賀野川や熊本水俣湾の実情を報告をいたしておるのではありませんか。このように学会等でこれを発表することとは、いま大臣は二つに分類されて御意見を述べ

られたわけでありますが、学会において学者が発表するといふようなことは、一体どつちの分類に属するものとお考えになりますか。

○坊国務大臣 阿賀野川の公害と申しますか、事件といふものは、私は非常に複雑な問題であると思ひます。分析をいたしますにしても、疫学班が調べるにいたしまして、いろいろの面から、いろいろな角度からこれを検討していくといふこととてございまして、全部の結論というものが出ない前でありまして、そういった過程におきまして発表された内容につきましては、今日私はしろうとでございまして、つまびらかにいたしておりませんが、これらの複雑な事態を分析いたしました。そして、その学問的の経過、過程におきまして、学者がその学問的の信念によりまして、この部分はこれは発表してもいいとか、この部分はまだ発表するには十分な自信がないとか、そういうようなことが学者の先生方の頭の中におのずから分析されておるのじやなからうか、これは私のしろうと論でございしますが、そういったような場合に、学者先生方が、この部分については自分の信念でもって確信しておるのだ、こういうような部分につきましては当然それは学会において発表なさるとか、あるいはまた、こういったことがあるけれども、これはまだ十分の結論が出ていないが、自分としてはこういうふうな思ふとか、これはどうも私は学者先生の心理分析をよくする知識も何もございませぬけれども、そういったようなことがあつてしかるべしと思ふ次第でございします。

○石田(省)委員 見解はおのおの異なると思ひますけれども、いやしくも学者が、自分が実験をしたりいろいろ検討をして、学問的に、学術的にこうであるといふ一つの確信のもとに意見を発表するといふことが、学術の振興の上に、向上の上に大いに役立つ行為であつて、そうしてその中でまた反論も出たり批判が出たりすることこそが、学術の進歩向上に大きな役割りを果たし得るのではないかと私は考える。同時にそういうような、いま大臣が言われたような、あるいは環境衛生局長が言われたような態度というものは、昔の官僚の秘密主義で、いわゆる官僚の独善で、学術の官制統制であつて、許すことのできないものだ、私は実はこういうふうな考へておるわけですね。しかし、いやしくも学術の官制統制といううなことは許さるべきものではない、こう考へておるのであります。御意見があつたら簡単にひとつ所見を述べていただきたい。

○坊国務大臣 学者の科学的研究によつてその学者が自分の御意見を発表なさる、自分の意見はこうであるといふようなことを。そういったような行為に対しては、私は、役所がこれを制するとか、そういうようなことはやるべきことではないと思ひます。ただ、この問題の結論がつかぬ先に、合議体——学問に合議といふのはおかしいと思ひますけれども、要するに研究班としての結論がまだつかないときに、いかにもこれが結論であるといふような発表をなさるといふことについては、先ほど環境衛生局長が申されましたが、ひとつそれは遠慮してもらいたい。こういうこともあり得ると思ひますが、個々の学者が研究した結果を自分の学問の良心に従ひましてこれを外に発表するといふことに對しましては、これは制肘を加えるべきものではない、私はかように考えます。

○石田(省)委員 私、所見を若干異にしますが、この問題であまり時間をとりたくありませんので、次に移らしてもらひますが、水産庁、どなたか来ておりますね。

水産庁のほうで実は三月六日に阿賀野川の河口から十七キロぐらゐ上流の魚の分析をいたしましたところ、水銀の含有量は前年と同様であるといふことが発表されておるわけですね。そこで、同様であるといふことであるが、昨年と同様であつても、それははたしてメチル水銀の含有量が同じだといふのか、全水銀含有量が同じだといふのか、実は私、しろうとでよくわからぬのでありますけれども、それがわかつておつたならば伺いた

第二類第五号 産業公害対策特別委員会議録第五号 昭和四十二年五月十七日

九

それから同時に、問題が起こつてからずっと検査をやつておられるということでもありますから、これは毎月毎月のものをここで私は発表願いたいとは思いませんけれども、問題が起こつてから以降、半年ごとぐらいの魚の水銀含有量というものをここで明らかにしてもらいたいと思うのです。

〔委員長退席、板川委員長代理着席〕

○山中政府委員　ただいまの先生の御質問でございしますが、実はこれは私、水産庁が答えるよりはむしろ厚生省のほうから答えていただいたほうが適切だとは思いますが、わかつておりますが、簡明のこゝをお答え申し上げます。

と申しますのは、私のほうでは、ずっとその年に応じた漁の中の水銀含有量の調査は実はいたしておりません。初めの段階と、それから途中で

わずか去年の十二月にやったので最後でございます。これは私どものほうといたしまして、直接分析せずに、魚を採捕いたしましたして、それを衛生試験所のほうに送って、そこで分析してもらっております。と申しますのは、私どものほうは魚のことは専門でございますが、その中の水銀含量、これは特に有機水銀であるとかあるいは無機水銀の形であるというようなことになりますと、分析技術が私どものほうとしては十分でなくて、若干の個人差が出るとかいろいろ問題がございますので、統一的にするために衛生試験所のほうに送ってやっております。

ただいまのお話の同じであつたという点、私ちよつと申し上げますと、四十一年十二月に一歳魚、これは比較的小さい魚、〇・〇一PPM。それから四十二年一月になりましたから〇・〇一PPM。それからこれは依頼したものの結果をちようだいしたのですが、四十二年の三月には〇・〇六PPM、これはちよつと魚が小さくなっております。二歳魚につきまして——これはニゴイでございます。私が読み上げましたのはみなニゴイでございしますが、魚の種類のうちでは、当初の調査

におきまして、ちよつと正確ではございませんが、一番水銀含量が多い種類のニロイの二歳魚になりま

すと、十二月が○・〇七PPM、それから四十二年三月、比較的最近でございますが、これは○・〇三PPM、かなりばらつきがございます、なかなか年月に応じて減るといふふうに断言もできません。しかし、いま申し上げたように若干減っております。それから、かなり年とつた魚、四歳魚になりますと、四十一年十二月は一・一PPM、それが四十二年二月になりますと、○・六PPM、これは若干減っております。三月になりますと○・五四、これも減っております。こんなような結果であります。これは、申し上げましたように、私どものほうの独自の分析でございますんで、データはすべて衛生試験所のほうからちょうだいしたものであります。

○石田（宿）委員 実はきの

データがあらうと思つて厚生省の食品衛生課のはうから資料を出してもらいたいと思つたのです。ところが、それは水産庁のはうがよく調べておるよりうだから、水産庁のはうから聞いてもらいたい、こういうことであつたので、私はきょうこれを伺つておるわけです。しかし、あまり約束の時間もオーバーするとはかの方に御迷惑になると思ひますから、とにかく若干のフレはあるけれどもさう違ひがない。ことに古い魚の含有量は少なくなつておらない。それから若い一年生、二年生のものにはほとんど含まれておらないというようにもいわれておるのですが、大まかでもいいですか、その点どうですか、そういうふうに理解していいのですか。

○山中政府委員　その点は、先ほど私が読み上げましたときの数で申し上げますと、四歳魚は、昨年十二月が一・一〇、それがこしの二月になりますと〇・六〇、四十二年三月が〇・五四、それぞれPPMでございます。これは古いのもやや減つております。それから若いのはもっとけたが少なく、ポイントがもう一つ以下でございます。

一歳魚になりますと、昨午が〇・〇—P P M、こ
としになりましたも一番多いので〇・〇六P P M
でございます。けたが一つ下がっております。

○石田(青)委員　その点は承っておきます。そこで厚生省環境衛生局長に伺いたのであります。最近新潟県の衛生部は、河口から十七キロメートルくらいのところまでの百人ほどの――從來妊娠すると胎児性水俣病または脳性麻痺の子供が生まれるおそれがあるから避妊をすべきであるというところで、避妊を指導しておった婦人が約四十名おったわけですね。ところが、先般その地域の百人ほどの婦人の毛髪中の許容量を調べてみたら、おおよそ一〇PPM程度で、若干下がってあるので避妊をする必要はなくなったのじゃないか、避妊の指導を解除しよう、こういうことになったようであります。これはもちろん厚生省の御指導によるところであらうと思いますが、どういう見解でそういう避妊を解除するという指導を行なおうとしておられるのか、承りたいと思います。

○**館林政府委員** 水俣の事例から、水銀中毒患者、

慢性の有機水銀中毒患者の婦人からは胎児性水俣病の胎児が生まれる事例がわかったわけであり、この程度の毛髪中の水銀であればその危険があるのか、ということとを推定することは非常にむずかしい問題でございます。もちろん動物実験等でもできるわけでございますが、動物と人間と違いますし、したがって、ただいまお尋ねのように、人間の頭髮の中の水銀量がどれくらいまで減ってくれば胎児性水俣病の患者が発生しない、すなわち指導を解除してよろしいかどうかということとはむずかしい問題でございます。実態的には、従来からこのような調査をしながら、新潟県の衛生部と新潟大学の医学部と相談をしていただいて指導を続けてきておったわけでございます。私どもとしての見解は、やはり水俣市に起こりましたこの事例が一人参考にはなると思います。先般阿賀野川下流に一人胎児性水俣病かもしれないという患者が出まし

たけれども、これは新潟大学で診察の結果ではなくて脳性麻痺の患者であったということですが、水俣病のときの事例では二十P M、最も髪の毛の水銀が少ない婦人で起こった事例としては二十から三十、大体三十前後のP Mのときに起こっているという事例がございす。それから考えまして、今回調査をいたしております調査の結果がどうであるか、そういうことから安全性をある程度考えまして指導をするということ、医学的な分野は新潟大学の指導をあいできめるということで、目下新潟大学の指導を受けて新潟県が検討いたしておる、かような段階でございす。

○石田(會)委員 本問題はきわめて重大だと思
ますので、実はこの小児性の腦性麻痺の子供は相
当生まれておるといわれております。この点は非
常に調査が困難なわけでありまして、明瞭な数字
はなかなか出ておりませんが、疑わしいものが相
当あるわけです。そこでそのメチル水銀の許容量
の問題というものは、先ほどもちょっと私が触れ
ましたように、昨年の秋のWHOでも再検討すべ
きである、分析の技術の発達につれてこれは再検
討をする必要があるということになっており、先
年度の予算委員会では、二階堂科学技術庁長官は、本
年度は約一億の予算で許容量というものをどの程
度のところできるかということについて本格的
に取り組むと、こうおっしゃっておられるわけだ
す。ただ毒物及び劇物の取り締まりの法律の中な
くでは、単に水銀というような表現で、あまり明
確になっておらないわけですが、少なくともメチ
ル水銀についての許容量は各国それぞれまちまち
なところもあるようでありまして、国際的
にもまだ再検討という段階にあるときに、阿賀野
川の流域の毛髪に相当量含有しておる婦人に子供
を生ましてもいいか悪いかということは、一面か
らいえば人道上の問題でもあり、またそれがため
に脳性麻痺の子供が生まれるというようなことが
あっては、これはまたたいへんなことになるの
で、新潟県の衛生部を中心として新大の先生方と

協議中という御答弁であります、これは十分ひとつ慎重に本省のほうでも御配慮を願いたい。いつまでも遊覧をさせておくということにも私は忍びないものがあると思うけれども、だからといって脳性小児麻痺の子供が生まれるような状態になつてはならないので、そういう点については慎重にひとつ御配慮を願いたいと思う。要望をひとつ申し上げておきます。

それから、時間の関係がございますから、どうも少し持ち時間をオーバーしたようですけれども、重要な問題も二、三点を伺いたいと思うので実はお許しを願いたいのでありますが、これは水産庁の関係でありますけれども、実は私もあまり明瞭にいたしておらなかったわけでありまして、六十キロに及ぶあの阿賀野川という大きな川が死の川になつておる、これは忍びない。しかし、最初数カ月の間は漁区調整委員会ですか、漁獲を規制しておる。その後アユとか、サケとか、遡上性のものが入るときには漁獲規制を解いた。ところが、その後漁獲規制はしないが、食べることは危険だから食べてはいけない、それから売つてはならない、こういう行政指導が行なわれておる。そういういたしますと、結局漁獲規制をしたと同じことなんで、結果は同じことなんです、私は役人のずるさというか、官僚のずるさというものを、魚をせつけられた感じで不愉快千萬なんです、魚をとつてはいけない、こう言えど何らか補償しなければならぬ、何かの措置をしなければならぬ。ところが、とるなとは言わないけれども、もう阿賀野川の沿岸の住民全部に食べてはいけない、それからそれを売つてはいけない、徹底しておるわけなんです。それで今日に及んでおるわけなんです。これくらい官僚のずるさというものを、とにかくそれはそれとして何とか阿賀野川を生かさなければいけない。一体いつまで死の川にしておくかという事で、私も漁業関係者といふいろいろ協議をいたしましたが、先ほど御報告を受けましたように、相当年数を経たニゴイのごときは多少

減つておりますけれども、まだ水銀含有量というものはあまり減つておらない。そうすると、このごろ魚をとらないものですから非常にふえたのです。うんとふえておるのですけれども、とっても大きなものはまた捨てなければならぬ。小さな一年子や二年子だけ食つたつてしょうがないというので手がつけられない。そこで漁業組合の関係者の諸君は、六十キロに及ぶ阿賀野川の魚を全滅させるべきではないか。薬か何かで全部殺してしまつて、一匹も残らないように殺してしまつて、そのあとで養殖や培養をすることが阿賀野川を早く生きた川にするゆゑんではないか、こういう結論を一応得まして、通産省のほうに對しては、どうもアセトアルデヒドの製造はやめたけれども、その後あのどろを売つて——どろの中の水銀はドラムかんに何本というほど出ておるのですが、そういう状態で、まだメチル水銀を含有したどろがあるとするれば、雨の降るたびにだりだりいろいろな危険性があるとするならば、魚を全部殺してしまつても、また次々と魚が汚染をされるという事で、私は通産省に對して、今度はアセトアルデヒドの製造はやめたんだから、完全にもうメチル水銀は流れ出ないという保証ができるかどうか現地をひとつ調査してもらいたい、こういう実は依頼をしてあつたわけですが、通産省のこれは化学工業局長ですか、私が依頼したことについて調査の結果をひとつ御報告を願いたいと思ひます。

○吉光政府委員 最近担当官を現地に派遣いたしました、いま御質問ございましたような点につきまして調査をしてまいつたわけでございます。その報告によりますと、すでにアセトアルデヒドの製造設備は完全に撤去いたしております。と同時に、先ほどお話がございましたような、いわゆるボタ山、すなわち水銀回収スラッジにつきましても、すでに水銀の製造業者がその全量を取り渡しておりまして、同時に全量が現地から撤去されておりました。現場にはそういうものは全然残つておらないわけでございます。したがしまして、新

たに同工場から水銀が出てまいるということは考えられないというふうな報告になっております。○山中政府委員 ただいまの、水産庁が漁業をずっととめたというふうな御理解いただいております。ようでございますが、それを若干私から正確に申し上げさせていただきます。

昭和四十年七月十二日に、御指摘のように新潟県内水面漁場管理委員会の委員長名をもちまして「漁業法第六十七条第一項及び同法第三百三十条第四項の規定により、次の区域内においては昭和四十年七月十二日から昭和四十年八月三十一日まで水産動物の採捕を禁止する。」こうありまして、区域は、いま御指摘の全区域ではございせん。中蒲原郡横越村、北蒲原郡京ヶ瀬村地内横雲橋から河口に至る阿賀野川で、これは十四キロばかりでございます。この間の水産動物は全部禁止してございまして、したがしまして、九月一日以降は水産関係からではなくて、県の衛生部のほうから魚の種類を限定という、川をさかのぼりますサケ、マス、アユを除いたウグイとかニゴイ、コイ、ナマズ、ウナギとか、そういったものについては一般国民に對してでなくて、魚市場、漁業協同組合、その他魚を取り扱う機関に、衛生上の問題があるから売らないようにというふうな指導をしたというふうに私も承知しております。水産関係からは何ら通達その他は出しておりません。

り死の川であることには間違いないでしょう。私はそれを言つておるので、私がちょっと言い間違つたかも知れませんが、六十キロは死の川であることは間違いないが、それを規制をしたのは下流のほうの十四キロから十五キロ、それも私は承知しておりますから、そんな問題でいまこれ以上時間をとりたくないから、これ以上あなたの答弁は求めませんよ。

そこで問題は、あとでもうこれ以上電工からメチル水銀が流出しないということが確認されれば、そこで次の問題として、一体六十キロの魚族を全滅させるほうがいいのではないかと、そうしなければいつまでたつても、売つてはいけないし食つてはいけないということが続くわけです。だから私は、その話をするために、あなたに現在住んでおる魚の持つておる水銀量というものを聞いておるのであります。ところが、それは多少は減つたにしてもまだ相当量あることが明らかになつたから、そこでいまこの問題に移つておるわけなんです、一体水産庁としては、これはやはり全部殺してしまつて、そうして出直すというところが適切ではないかと私は考えるのですが、その他に適切な方法があれば別として、そういうことについてひとつ御指導をいただきたい。

○山中政府委員 ただいまのお話の、その魚を全部殺すというやり方は、方法としては一応考えられる方法でございますが、あれが川でございまして、いままで日本においても、よその国におきましても、池とかあるいは湖のようなものの魚は、こういう原因ではなくして全く別個の理由によりますものでございまして、魚を一応全部殺してしまつて、あとで、相当期間を置いたあとで最も自分がふやしたい——自分というか、その地域の人のふやしたいと思う魚を入れるというふうな方法を講じておる例は、これは幾つもございまして、日本においては、しかし御案内のように魚の特定の種類だけを入れようという考え方をとっておりませんし、また食習慣もそのようになつておりません。それから技術的には、川で上からどん

○石田(有)委員 私が言い間違つたかどうか知りませんが、大体そういうことは承知しておるのであります。ただしかし、私は阿賀野川の沿岸に住んでおりますから、私もその部落總會で、食べてはいけないし売つてはいけないというのを行政指導が行なわれておるのです。これは事実なんだから、あなたのほうでは関係あるかないかということをお私はいまここで重大視しておるわけじゃないのです。しかし、売つてはならないし食つてはならないという指導が、かりにそれは県がやろうがだれがやろうが、行なわれておる限り、やは

河川法改正にあつても、単に治水オンリーではやらない、かんがいのことも考えるし、あるいは漁業のことも考えて管理をするということ、河野建設大臣が当時言明しておられるのです。そこでも申し上げたように、川をきれいにするために、これはやはり建設省の所管ではないかと私は考える。あるいは中心は経済企画庁あたりが中に入つて調整を考へるということであるかもしれない。けれども、やはりとりあえず私も考へておることは、まず上流からもう水銀が来ない、それならば、殺してしまふかしまわれないかは懸案にしておきますけれども、その場合に、まだどろの中に相当量あるものと推定せざるを得ないのです。そこで私どもの希望としては、電工の工場のちよつと上のはうに角神発電所がありますし、そのちよつと下のはうに揚川発電所があるのです。東北電力は十五か十六発電所を持つておるはずですから、その關係でひとつ支障を生じないような形にして、ゲートを取つて一度に流す、下流のほうで、どうもここには相当どろがあるやうだと考へられるやうなところには、漁業組合の諸君が出てかき回して、そしてこれを下流のほうに押し流してやるやうな措置ができないものであらうかどうであらうか、こういうことを実は考へて御質問を申し上げるわけなんです、いかがでしょう。

○望月説明員 実はいまのお話、われわれといたしましても、泥土がどのような状態になつておるかというところにつきましては詳しく存じませんので、一応現地を調査させていただきます、そういうことが可能であるかどうかということもまず検討させていただきます、かように思う次第でございます。

○石田(有)委員 だからきやう来てもらつて聞いてもらつておつたのだが、さつきからの質疑応答の中で大休おわかりでしょうが、それぐらいの措置ができないはずはないように私も思ふのです。がね。検討する、検討するではどうも困るので、われわれのほうもこれは真剣なんです。深刻

な問題ですよ。河川の管理者である建設大臣としては、やはりそれぐらいのことをやつて、死んだ川をひとつ生かすということに努力をする責任もあるのではないかと実は考へるので何つておるわけですが、もう一歩前進した答弁はできないものですか。

○望月説明員 実情をよく調査いたしました。いますぐどういうやうな形でできるかということにつきまして、われわれ具体的になかなか考へが浮かばないものですから、ひとつ検討させていただきます、このように思います。

○石田(有)委員 どうもたいへん時間がオーバーして恐縮に存じておるわけですが、要は、一つは最初に申し上げたように、食品衛生調査会などで、せつかく調査班の総合的な結論が一出されたにもかかわらず、またあいまのうちに熊本県における水俣のやうな轍を踏んではならないということ、これについては、いろいろな謀略もありましようし、いろいろな抵抗もございまいやうけれども、われわれ沿岸民としては非常に深刻な問題なんです。病人なども全く見るにたえない状態です。すみやかにこの結論を出すことについて、ひとつ大臣に全力を尽くしていただきたい、こういうことが一つの問題。もう一つの問題は、川をきれいにして、漁民がここで養殖なり培養なりをして、従来のやうな川にするということ。この二つの問題で時間をとつたわけでございますけれども、大臣の決意のほどをお伺いして質問を終わりたいと思ひます。

○坊国務大臣 だんだん石田委員から阿賀野川災害についての御質問を承りました、阿賀野川の今日の現状が非常に悲惨な状態にあるということは、私もよく痛感いたしております。つきましては、私の善後措置につきましては、抵抗だとか、あるいはどこからの圧力だとか、私はさやうなものに全然影響されないうで、ほんとにその真相をつかみまして、これに対して政府としての最も公正妥當な措置を講じてまいりたい、かやうに考へております。

○八木委員長 島本虎三君。

○島本委員 厚生大臣にお伺いしますが、閣議の決定によつて公害基本法もできたやうでございます。その間にはいろいろと紆余曲折もあつたかのように報道され、聞いてもおるわけですが、いま出た公害基本法に大臣は満足されておるのですか、不満なのですか、その点をちよつとお漏らし願ひたいと思ひます。

○坊国務大臣 御指摘のとおり、公害基本法が今日政府案の調整を得まして法律案というところに相なりまして、国会で御審議を願う運びに相なつた次第で、そういうことになるまでの経過につきましては、ものごとがきまる過程におきましては、いろいろと議論があるということはおよく御理解を願ふと思ひます。そこで、何といたしまして十四とか十五とかいふやうな関係各省の間における調整をございしますから、御指摘のとおり、その間にはいろいろな議論がありました。今日でございましたこの法案でございますが、自分が生んだ子供でも、これは完全な理想のな子供だということとはなかなか考へられない。人間のつくつたもの、あるいは芸術品にいたしまして、選挙の結果にいたしまして、これで満足だ、これでもう何ら不足がないのだ、こういうやうに私は考へてはおりません。おりませんが、しかし現段階において、こういつたやうないろいろな紆余曲折を経たで、法律といたしましては、私はこれで満足して理想的な、完べきなものだと思つておりませんが、この程度でもつて私は満足いたしました、そして皆さん方に対して御批判を願う、こういうやうな心境でございます。

○島本委員 第一次、第二次、第三次と、いわば厚生省原案というものも拝見されてもつたのですが、私どものところにもまだ正式に議案としてこではかかつておりませんけれども、その際にはゆつくりやらしてまいりますけれども、私どもの入手した範囲においては、厚生省原案よりももっと悪くなつて、まさに不肖の子にもなつていゝるのじゃないか、こう思われるのです。それで大

臣は満足だということには私はどうも受け取れない、こう思つて聞いたのです。おそらく満足ではないがやむを得ないやうな発言だつたと思ふのですが、しかし、さうであるならば、これからまだまだ手がありますから、私もこれからいろいろ言うことに、意思の疎通と申します、聞きたいことを存分に聞きますから、法案に触れないで、ひとつ考へをすなおに述べてもらいたい、こういうふうな思ふわけでありまして。

まず第一に、公害行政の点では、これは方々でいま関心が高くなつております。科学的な根拠、また地域的な特性、また大局的な自然観察といふことも使われておりますが、その対策の樹立、これは特殊な政治分野を形成するに至る、こういうやうなことで言われておるわけですが、その対策については抽象論議の段階ではもうない、まさに決断と実行、具体的施策を必要とする時期なのだ、こゝまで各方面から言われておるわけなのでございします。不満足ながらも、こゝにいた大臣の心境、わからぬわけじゃありませんが、各省で集めたあの案よりも、その原案となつた厚生省の案よりも社会党の案なんかよりも、ずっと後退した。これが満足な案であるはずはとうていないわけですが、私はさういふやうな観点からいたしまして、いま言つたやうな公害対策の面はこれから重要になつてくると思ひます。法そのものも大事ですが、現下の対策という点もあわせて重要になつてくると思ひます。この対策も重要になつてくるわけですから、大臣はこゝにやうな点についてはどのように考へておるか。

○坊国務大臣 いま島本委員が、不満足ながらもという表現をなさいましたが、私は不満足ながらもとは申しておりません。いろいろな経過、いろいろな情勢からいって、まあこの程度で私は満足すべきものだ、こゝいうふうな申し上げたのでありまして、頭からこれは不満足ながらもやむを得ないからといふことを申し上げたわけではございません。そこでこの基本法でございますが、これ

はともかくにも政府が公害を防止し公害を排除していくという上における基本的な方針を打ち出した法律案でございまして、御指摘のとおり、この基本法に基づいて今後具体的ないろいろな措置が実現せられなければならないと思います。そういうようなこの基本方針に基づいた具体的法律をこれから、今国会というだけではもちろんございせん。基本法が打ち出された以上は、そういう各般の具体的な法律なりその他の措置が必要だろと思ひますが、そういうことによつて公害の防止ということがだんだんと具体化され、実を結んでくるものであらうと思ひます。

○島本委員 それならば現在の基本的な考え方がありますが、産業が国民の健康を害している。したがって、高度経済成長政策が遂行されて、その進展の度合いが高くなればなるほど、また工業が現在世界三位だといわれているけれども、そのようになつて今後その勢いを増せば増すほど、そのひずみが全部国民にかかつてくる。これが公害といふことばにも言いあらわされているわけですね。それと自然環境の中のいわゆる動植物、これらも含めてりつぱな環境を維持するためには、やはり公害基本法によつて今後維持していかなければならぬのです。大臣は、不満足じゃない、こ

う言うけれども、それならば、それに最もふさわしいような状態——それに障害になるようなことがあつてはならないはずなんです。各所にあるじゃありませんか。これはもう各所にありながら、それでもつて満足だなどと言うと、精神分裂症だということになる。すなわち、産業との調和なんということばなど、これは要らないことばだと思つていたのですが、ずいぶん入つてくるのです。これは入れなければならぬのか、入れなくてもいいのかという、その論はあえてあとからしてもいいのですが、こういうようにして当然入れなくてもいいものが入つてきて、これが完全な目的の遂行ができるかどうか、これをまずおそれるわけですね。いわば加害者側に有利な解釈になつてしまひ、いま大臣がおつしやつたようなことの実施が具体的にできないような阻害条件を構成するようになったら、これはもう何にもならないじゃありませんか。この点は、解釈上すべてこういふおそれは全然ないというように大臣は自信を持つて今後やつていきますか。

○坊間務大臣 いまの御指摘の点は、産業との調和、こういうところが焦点のように承りました。が、産業との調和といふことも書いてございませうけれども、いづれにいたしましても、経済、社会の発展といふものは、これは経済的發展も経済的の進歩もはかつていかなければならないことは御案内のとおりでございませうが、しかし、経済的發展、経済的の進歩といふことが、その副作用によつていやくも——これは経済といふのはわれわれが生活する上における目的ではなくて一つの手段と申します、ミツテルと申しますか、そういうふうなものでございませうから、われわれの目的といふもの、人間の目的といふものは、どんなことがあつても人間がその存在といふことを完全に強調していくといふことでありまして、そのためには健康、身体といふものを完全に保つていくといふことが目的でなければならぬ。経済という手段が、人間の目的である健康だとか生命だとか身体だとかいふものに対して障害を与え

るというやうなことであるならば、これは私は絶対に排除していかなければならない、かように考えます。

そこで、今度の公害基本法は、いやくも人間の生命や健康に障害を及ぼすというやうなことであれば、これはもう絶対に産業との調和を考えない。あくまでも生命、身体、健康といふものに絶対性を置いて公害を防止していく。こういう趣旨でございまして、ただ経済の発展との調和といふことは、もう少し環境を進めて、そうして住みよい——まあ健康はこれでもつて保持できるけれども、さらに住みよい程度まで公害を排除していこうといふやうなときに、これはやはり経済との調和、つまり生活環境を住みよくしていこうと

いったやうな場合には、これはやはり私は経済の発展、経済との調和といふことを考えていくといふことで、経済の発展と人間の健康といふものは、これは二つ別々のものであつて二つ別に対立しておるといふふうには考えますと、いかにその調和といふのはおかしきやないかといふことにならうと思ひますけれども、ある程度経済が發展していくといふことは、また大きくマクロに見ますならば人間の存在といふものをこれがささえていくことであるといふことを考えますと、生活環境をよくしていくといふときには、これはひとつ経済との調和といふことも考えらるべきものではなからうか、かように考えております。

○島本委員 どうも大臣の話を聞いてみると、私もいい気になるほど穏やかなのです。いまのような考え方でもしやつていけるとすると、前に石田委員もこの場所から阿賀野川の問題についていろいろ聞きましてけれども、こういうやうな調和が完全でできていたらあつた問題は発生してない。また、経済も發展し、それによつてみんなもよくなるというやうなことであるならば、四日市のような四日市ぜんそく、こういうやうなものも出ておらないはずなのに、それがむしろ人間の上に、企業がもうける以上に人命の損傷といふことであらわれてきていから、ここに危機感を持つて、いまこの基本法ができたんじやありませんか。そういうやうなおだやかな考え方はだめなんだ。それじゃ具体的にいつて、目的の中にも調和があり、環境基準の中にも調和があり、すべて被害者だけじゃなしに、加害者も入つてきて、一緒に今度はその中の基準をきめようとしたら、被害者のほうは、被害者の立場で発言をしきめますか、阻害するやうな決定をするでしよう。そうだった場合には、いま大臣が言つたことと反対の結果が出るじゃありませんか。大臣は少しお経を読んでいるやうな、いい気持ちになつていふんじやないかと思ひますけれども、そんなやうなまやかしものじゃありません。いま言つたやうにして、基準をきめるのにさへもこんな調和が入つてきて

いますから、そうなつてまいりますと、具体的な問題としては、委員の構成までもその方面から入つてくるんですよ。大臣、それをわからないでこれをきめたわけじゃないでしよう。その点は、そうでないといふことであるならば、その論拠を明らかにして、これからの法案と取組むたいと思ひますが、そこをひとつお知らせ願ひたいと思ひます。

○坊間務大臣 いま申し上げましたとおり、この基本法案によりますれば、なるほど「経済の健全な發展との調和を図りつ」と書いてございませうけれども、それは生活環境を保全するといふためには経済の發展との調和をはかる、こういうことでございませうけれども、国民の健康を公害から保護をするといふことは、これは経済との調和といふやうなことを意味してない、こういうふう

に御理解を願ひたいと思ひます。それからまた環境基準をきめるときには、これは経済の發展との調和をはかつていく、こういうことを言つていられるのでございませうが、いやくも生命や健康にかかわる場合には、そんなことは言つておれない。こういうことでして、例示されましたやうなことがあるならば、四日市だ、やれ川崎だといふことがないじやないか、こういう御指摘でございませうが、そういう川崎や四日市といったやうな、ああいう事態を生ぜしめないやうに、そこでこの基本法といふものをきめまして、今後そういうやうな公害によつて人命をそこなう、健康を障害するといふたやうなことを防ぐといふために今度の法律案を御審議を願ひ、こういうことでございませう。

○島本委員 内容は出たときにゆっくりやります。が、そういう考えだつたら、今度あらためてゆっくりやらなくとも——とんでもない、私はその考えと全然違います。文字の使い方も、それからその考え方、全然大臣が考へているやうな意味じゃなく、今後それがあつたために逆用されるおそれがある、こういうやうに思ひますから、これが出た場合にあらためてやります。この問題はこれで

終わります。

大臣にちよつとまた聞いておきたいのですが、やはり公害というものは個々の事業、または一つの事業、いろいろございまして、全部が集まって一つを構成するものもあり、一つの事業所から出ているものもあり、それはまちまちでしょう。しかし問題は、どういふふうになつても、発生させるものは企業であるに相違ないわけですが、こういうふうなものの責任を明らかにするということは当然必要であつて、それを目をつぶつてしまつた場合には骨抜きになるおそれがあるのではないかと、こういうふうに思つておられます。したがつて、そういうような点では、近代重化学工業の特質というものは大臣などよく理解しているはずなんですけれども、国や県がそれを招致したとか、誘致したとか、こういうふうなことをいつても、その公害の責任は国や県の方に負わせるというふうなことはできない。企業そのものの責任も明確にしておくのでなければ、これはだめなんです。この企業の責任ということについては大臣はどのようにお考えですか。

○坊間大臣 島本委員におかれましては、むろん試案要綱を十分お読みになつてのことと思ひますが、試案の三でございまして、事業者の責務というものをこれは明らかにしております。「事業者は、その事業活動によつて公害が発生することを防止するため必要な措置を講ずるとともに、国又は地方公共団体が実施する公害防止のための施策に協力する責務を有する」、だから事業者は、自分の事業によつて発生する公害を防止する責務と、これについて国または地方公共団体が実施する公害の防止のための施策に協力をする、こういう責務を事業者に課することを明確にきめてあるわけでございます。

○島本委員 大臣のいままでの答弁のうちではわかりあひはつきりしてゐた。しかし、それでもなおそれによつて企業責任が明確にされたということにはどうも理解できない。もう国はやつたとすると、防止の点はこれからの問題でしょう。い

ままで損害を与えていたやつはどういふふうにするのですか。責任というならばそれまでであるのですよ。それは法案の出たときにやりますけれども、その前に聞いておきたかたのは、そんなふうなあなた自身の明確な考え方を聞いておきたかつた。しかし、いまはたして企業責任は完全なやらしめておるかということになると、不完全なことはこの上もない。そんなことはありませんよ。――通産省から来ておりますか。

○八木委員 通産省から化学工業局長と、馬場産業立地部長さん、この二人が見えております。

○島本委員 それじゃ、いろいろな公害関係の施設、設備費、こういうふうなものに対しては、企業に義務的に何か負担されておりましたか。これからそういうふうなものを企業の中に入れて指導するつもりですか。この点、何かわかりませんか。

○馬場説明員 公害基本法が出来ますまで、現在におきましては、何か法律による義務というふうなことが、国や府県に行ないます。そういう事業に、いわば法律によつて費用を負担せしめるといふ例はないように心得ております。ただ、それでは現実にも何もういふ例がないかと申しますと、法律に基づく基つかないといふことではなくて、あちこちの府県で、たとえば工場地帯の背後に緩衝地帯というふうなものをつくり出す際の費用を、当該府県あるいは市町村と、そこにおきまして事業者のグループとが話し合ひをいたしまして、その費用につきまして応分の負担――応分の負担といひますか、費用を出し合つていく、企業のほうからも出してゐるといふふうな例は数例ござい

ます。

○島本委員 何かはつきりしないのですけれども、ある筋から聞いたところによると、もうすでにアメリカあたりでは五割を企業の設備費の中に、公害の発生するおそれのある企業にはそれを負担して、指導しているという話がある。それを通産省のほうでも以前から十分知つて指導さ

れてゐるという話なんですけれども、いまのところでは全然やらないといふことですか。

○馬場説明員 ただいま私の答え申し上げましたのは、企業が自分みずからの工場を持つておりました、その工場からいろいろ汚水なりあるいはばい煙なりというものが出ますが、こういう直接自分のところから出るばい煙なり汚水なりを最小限にとどめなすために、企業がこれに対して必要な防止施設をつくる。そのために企業として必要な金を使うといふことは、規制法のあるものにつきましてはもちろんでございまして、規制法のないような種類の公害につきましても、それぞれ企業はみずからのことについて金を使つております。それはもう非常に広範にございまして、それが諸外国の例に比べて具体的にどの程度になつておるか、わが国の企業がどの程度さういふみずからの公害防止施設に投資をしてゐるかという例は、これはまとまつた資料は現在ございせんが、目下代表的なものにつきまして調べております。私が先ほど申し上げましたのは、さういふみずからの防止施設といふことではなくて、その一つ一つの設備といふことではなくて、たとえば工場地帯の背後に府県等が調整施設をつくるというふうな、全体的な事業にのくつかつておるか、あるいはつき合ひしておるかといふことにつきまして、話し合ひの結果さういふものを持つておるといふ例が数例ある、さういふことを申し上げたわけでございます。

○島本委員 厚生大臣の先ほどの答弁にはいろいろ無理があつたようにございするけれども、われわれのほうでは、公害を出すおそれがある施設等に対して、あらかじめわかるから、通産省のほうではもうすでに当然ある程度指導しておつたものであるといふふうに理解しておりましたが、私の理解の不足であつた。アメリカではもう五割ほど設備費の中に入れて、これを義務的にやつておると聞いておるから、日本も当然やつておられるだらうと思つておつた。調べてみたら、そのパーセンテージも○・〇幾らかぐらしか見ておらな

いのです。数字は幾らになつておるかわかりません。しかしながら、さういふふうなのは指導だといへない。おそらく指導は全然考えなかつた。しかしながら、依然として現在さういふような状態だつた場合には、初め厚生省の原案の中には産業との調和なんかは出ていなかったのだが、通産省のほうと何かやつてゐる間にこつ然としてこれが入つてきて、厚生大臣が、苦しいような顔をして、ここで不肖の子ではないと言わざるを得ないような答弁をせざるを得ないような状態になつておるのじゃないかと思つてゐます。それにしても、通産省がこれに対する一番強力な発言者である、こういうことになつておるのではないかと、思つてゐるのですが、今後この基準の設定とか、また、目的の実施等についても障害になるような、たとえば委員を出してやる場合の委員の構成の場合にも、最後までその人ががんばるからできないんだなといふことだつたら、ほんとうに基準なんかできないでしよう。今後さういふふうなおそれがなないように指導しなければならぬのです。主管官庁は厚生省であると聞いておるのです。さうすると、厚生大臣がやれと言つたら、通産省のほうにいかにも有能な通産大臣がおつても、主管官庁が厚生大臣である場合には、厚生大臣の意のとおりになることになるわけですか。この点心配でございますから、ちよつと聞いておきたいと思つたので

す。

○馬場説明員 この基本法がございまして、たとえば環境基準というものをきめることにいたしておりますが、たとえば環境基準をきめる、あるいはいろいろな施策をやる、全部「政府は」といふ表現になつておまして、われわれ環境基準をつくり出す場合に、公害行政というものは各省にわたつておりますので、全体にまたがります。さうな基準をきめますときには、厚生省を中心にしたしまして各省が協議をし、さうして調整の結果きまるものといふふうになつております。

○島本委員 今度の場合でも、いろいろな公害の中に、国際的な範囲にわたる公害、特に放射能の

問題がある。医師会あたりでもこの問題に対してはなかなか関心を持っておられるようです。そうして、これは国民がどのような意思を持っても、国際的な協力によるのでなければ排除することはできないのではない。放射能対策は、全人類の課題として、物理学者や生物学者の声を世界的に結集して、その対策をはからなければならぬものである。そうして個人的な対策であっても、多少にかかわらず、効果ある科学的研究は、実際に役立てるように指導しなければならぬ。国はその責任を自覚すべきである。これは医師会のはうで言っているわけですが。放射能の問題に対しては基本法の中でも当然考えられておられると思うのです。この対策と、無過失責任をこれについてとっているのか、とっていないのか、こういうような問題に對してとるのかとらないのか、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

○坊国務大臣 放射能についての御質問でございますが、たとえば放射能以外にもたくさん公害の種類がございます。そういったような種類のものにつきましては、基本法については厚生省が主管でございますが、その具体的な公害の種類によりましては、あるいは厚生省と通産省との共管といったようなものも具体的なものは出てくると思います。

それから放射能につきましては、放射能ももちろん公害の一種、大きな公害でございます。これらの措置は、公害基本法でも措置するということは考えておるのでございますが、何にいたしましても、この放射能というものについては、原子力基本法がございまして、そこでもいろいろなことをその基本法に基づいてやっているものでございまして、この公害防止基本法におきましても、放射能はもちろんですけれども、これに對してその具体的な、どういふふうにしていくかということとは、原子力基本法に基づく措置に譲っておる、こういうことでございます。主管は科学技術庁でございます。

○島本委員 それによっていろいろ対処していくという話ですが、それによると無過失責任、無過失賠償制度を採用しているということを聞いています。この点は原子力の場合にはそれを採用しておりますか。事務的にでもつけようでございますから、それを御発表願いたいと思います。

生してしまえばこれはどうにもならないのです。私はそれをおそれるから、やはり公害基本法というものができたら、あくまでも人権擁護と住民福祉の立場から施策を樹立させなければならぬものであると私は考えているのです。したがって、企業の責任ありと申しましたが、まあ法案を見てからゆつくりやりますけれども、あると言われますから信じておきましょう。

○島本委員 原子力の場合でも、はっきり無過失賠償制度を採用している。そうなりますと、よくわかってまいりましたが、公害の処理は、これはやはりいろいろな点で企業責任もはっきりしている。受けるのは国民である。この民法的ないろいろな決定が出るまでに、これをそのままにしておく間に、それを受けた国民は死んでしまう場合だつてあり得るわけです。そういうようなことをなくすためには、これは無過失責任というか、賠償というか、こういうような制度は当然確立しておくべきではないか、こういうふうに思うわけなんです。この点等は、やはり公害基本法の中に貫く意思がありますか。

それと同時に、もう一つ聞きますけれども、その対策のために、これはひとつ準司法権を持った強力な行政機関の設置ということが当然準備されなければならぬと思うのです。その場合には、大臣は国家行政組織法三条による委員会にするのか、普通の八条によるものにするのか、それともこんなものに関係ない申し合わせ懇談機関にするのか、いずれに考えておられますか。

○坊国務大臣 公害基本法におきましては、これはもうあらゆる公害に通ずる基本法でございます。そこでもこの公害基本法におきましては、明文の上に無過失責任というところはなっておりません。しかしながら、公害を起すことはならないのだという、その規定を初めにもうたつておりますので、あらゆる公害について無過失責任ということになりますと、これはいろいろその公害の実態等ともにもろもろ合わせて考えなければならぬというふうなことで、いろいろ立法の形式、立法の技術といったようなこともありまして、公害基本法では、明文上は無過失責任ということはおきまておりません。

○坊国務大臣 いま条文をあげられましたが、私はその条文等については今日つまびらかにいたしておりませんので、関係の局長からお答えさせていただきます。

○坊国務大臣 公害基本法におきましては、これはもうあらゆる公害に通ずる基本法でございます。そこでもこの公害基本法におきましては、明文の上に無過失責任というところはなっておりません。しかしながら、公害を起すことはならないのだという、その規定を初めにもうたつておりますので、あらゆる公害について無過失責任ということになりますと、これはいろいろその公害の実態等ともにもろもろ合わせて考えなければならぬというふうなことで、いろいろ立法の形式、立法の技術といったようなこともありまして、公害基本法では、明文上は無過失責任ということはおきまておりません。

○館林政府委員 公害行政を強力に行政委員会のような形で実施をする、あるいは決定権を持つて強く進めていくという考え方もあり得るわけでございます。厚生省の原案には、そのような行政委員会を想定いたしておいたわけでありまして、先般各省連絡会議でつくりました試案要綱におきましては、そのような各省の公害行政を統一、調整的に実施する総合対策を樹立する組織として、公害対策会議という形で考えています。そのようなことにはきまりましたわけでございます。その委員には関係行政機関の長がなり、会長は総理大臣という形で、ただいま厚生省の案として申し上げました行政委員会に近いような力を持つて、ぜひ実施する努力をしていきたい。そのようなことで、対策会議という形で実施しよう、こういうことにきまりましたわけでございます。

○島本委員 おかしはならないことはそのとおりでございますが、おかさなければいいのです。が、おかすから問題になるのですから、そういうような点で、その名目だけをうたつても結果が免

る。初めからそういうことを出してはいけません。そういうようなことは嚴重にきまつておるから、これは君、出さないであらうという前提のもとに無過失責任なんかうたわなければならないことで、もしやつた場合には、より強力なる一つの行政機関によってそれを補うからいいんだというふうな意味なのかと思つて聞いてみたら、一番弱い、何が何だかわからない組織になつておる。それならばまさに骨の髄までさえないじゃないですか。まだ読んでないからわかりませんが、準司法権を持った、水裁判所的なというところからいっても、私にはわかりませんが、これは現在の公取委のような権限を持った委員会にしていって、いわゆる国家行政組織法第三条による委員会と言つたのはそれなんです。それとも八条による普通の審議会、こういうふうにしていただければ、それよりもっと下の申し合わせ機関的なものだ。これだつたらもう全然問題になりません。いま話を聞いて、これではがっかりです。そんなばかな話ありませんよ。大臣、これでも不肖の子じゃないですか。厚生省の原案なんかめっちゃくちゃじゃないですか。全然ないようなものです。これが不肖の子じゃない、私は満足ですといったらどうなりますか。国民の生命を守るための厚生大臣がこれじゃ困つたものですか。これで満足ですか。

○島本委員 驚いたな。その辺だったらとんでもないじゃないですか。いま大臣言ったのが、それじゃ全然しり抜けになつてしまつておそれさえあ

○坊国務大臣 公害対策会議は、とにかく行政の長である関係各省の大臣がその委員となり、その会長として総理大臣がなるということをやつてまいりますから、これは対策としては非常に一元化された、関係各省の長が全部集まつておるのでございますから、そこで強力な対策が打ち出していける、かように考えております。

○島本委員 まことに残念な答弁です、そういうようなことでは。総理大臣はじめ厚生大臣も、いままでも歴代優秀な大臣がなり、それから通産大臣だつてりつぱな大臣がなつて指導しておる。行政機関だつてりつぱにありながら、公害基本法を出さなければならぬような状態になつてしまつて

た。また、総理大臣をはじめみないるような、こういうような、どっちがどっちかわからないような委員会にしておいて、これがりっぱだということにおいては、私はどうもいたしません。この問題は言ってもしょうがありませんから、出たときに徹底的にやります。そんなばかな話はありませんよ。

じゃ、次にいきます。今度は、水銀の問題がだいぶ問題になってきました。先ほども聞きましたけれども、有機水銀の問題は非常に大きい農業問題だ、こういうようなことになって、公害対策の中で今後考えなければならぬ問題になってくるだろうと思うのです。何か年間三百トン水銀が輸入されて、狭い日本に散布されているのだそうです。そうなりますと、これがいつ有機水銀に変化しないとも限らない状態では、国民にとっては非常な脅威です。先ほどもちょっと話が出たように、日本人の頭の毛には、私のような薄い人もいますけれども、この中から相当量の水銀が検出されるそうです。外人なんかにはない。日本人がまた外国に行くといつの間にかこれが消失している。こういうようなことも医師会のほうで例証しております。そういったしますと、この水銀問題は日本農業の特殊性として、まあいまクローズアツプしてまずけれども、これは今後大きい問題になるのじゃないかと思うのです。この場合は、厚生省のほうでは、採用するときは検討をほんとうに簡単にしまして、結果が発生するとこれを重視する。こういうような傾向があるのは今後考えなければならぬのじゃないか。このままだと無責任と言われてもやむを得ないんじゃないかと思うのです。これは科学的欠除を物語るものであり、将来は水銀対策も学者の協力を得まして十分考えなければならぬ段階にも来ている。こういうふうに思っているのですが、この点大臣いかがですか。

○坊国務大臣 御指摘のとおり、水銀がわれわれの生活、健康に非常に障害を与えておるということは、これはもう否定はできないと思うのです。

そこで事件が起こったあとからだ、こういうふうにおしかりでございますが、阿賀野川のと、同様の水銀を使っておる三つの工場が日本にございます。それらの工場においても水銀を使っているのではないといったような指導もやっております。完全に除去すると申しますか、除外する装置を完全にしろと三工場には指導いたしております。それから四十二年度にはさらにこれを各方面に強化してまいらうということで、予算等の措置もやっております。それから農業等につきましては、これは御案内のことと思えますけれども、四十三年度を期しまして、これは農林省の関係でございますが、水銀農薬というものはもうつくらせないというようにすることに相なっております。

○島本委員 だいたい前の人の時間が長かったから、私はまだまだありますが、二点だけ質問をして終わらしてもらいますが、そのうちで、大臣、これはいろいろ調べてもみましたが、やはりこういういろいろな公害発生に対して、防止をさせるということも当然必要であります。これは第一番でしよう。その中でも、やはりこの起きたものに對する救済ということも忘れてはならない。これは当然だと思ふ。いままで水産関係のものなんかいろいろいわれておりました。先ほどもここでいろいろいわれて、この結論が出るのじゃないかと私期待して聞いていたのですが、ついに出来なかったもので、水産庁関係の方も見えておりますから聞いてみたいのですが、これも本年までで七十億五千二百八十六万円に当たるほどの水産関係の被害が発生しておるということですが、いままでどういうような額に對しての補償は、いままでどういうようになつてやられておりましたか。水産庁関係の人がおりましたらちょっと……。

○山中政府委員 だいたい島本先生の御指摘の数字は、水質汚濁関係すべての数字であるというふうに考えられます。この水質汚濁関係の被害につきましては、ある特定の工場からその汚染源が出たということがはっきりしているような場合は、漁業者とその工場との間で交渉いたしました。あ

る程度の補償的なものを出しております。しかしながら、どこが源かわからない。たとえて申し上げますと、沿岸の大都市あるいは中都市あたりの工場群あるいは、都市下水と申しますか、このようなものに基づく被害に關しましては、補償的な措置は全然講じられておりません。以上でございます。

○島本委員 水産関係の、公害関係によるこの水質汚濁による被害、これだけでもいまのような状態で、補償なんか全然講ぜられておらないということがあります。そうすると、防止の点はいけれども、水産関係のほうを見てもこれほどのものが、まず時間がかかって、原因と結果がわからないという点もあるでしょう。それから、それによつて現に自分自身がもう水俣病のように被害を受けて不具麻痺に近いような状態になつてい人もあるでしょう。しかしながら、依然としてそういうようなままに放置されているとするならば、これは防止も大事だけれども、この救済に重点を置くのでなければならぬ。今後やはりそういうような点はおそろかにしてはならない。通産省はこれに對して反對しておるわけでは全然ないとは思ふのですけれども、しかし、やはり今後の行き方としては救済を重点的に考えるべきじゃないか、こういうふうに思ふわけですね。大臣どうですか。

○坊国務大臣 さような被害者に対して補償をするということは、これは大事なことでございます。そこで、そういったような公害を発生した原因者というものの、これがまず第一次の補償の責任者である。これははっきりとさせて——今日までぐずぐずしておるじゃないかというおしかりでございますが、そういったような原因者をできるだけすみやかにこれを追及して、はっきりとさせるということ、その補償をさせていくというために、今度の公害基本法でも、その救済ということについて規定を設けておるというようになつてございます。

○島本委員 これで最後になろうかと思ひます

が、この一点だけはもう前回聞いてわからなかったのですが、にの点では、基準を設けるとすればどういふような考え方を持っておられるでしょうか。これは、前回から何回聞いてもこの点はわからないけれども、いよいよもつてにの点が出ておるようですので、この点を聞いておきたい。これがまず一つであります。

もう一つは、このにの点にあわせて、いままで制定されておつたばい煙関係の排出規制法の問題、水質関係の法律案、こういうものはしり抜けであるというように悪名をこうわりながら、現在まだ依然として存在しておるわけですね。公害基本法ができた場合には、当然これは基本法の施行法的に強められなければならないし、改正されなければならないものじゃないか、こう思つておるのですが、これに對する考え方と、にの点の基準をひとつ教えてもらいたいと思ふのです。

○館林政府委員 におい環境基準をつくるということは、技術的に不可能とは思ひませぬけれども、具体的にそれがどうなるかといふことは今日の段階ではかなりむずかしい問題でございます。別の観点からいふと、規制をするといふことが考えられておるわけでありまして。たとえばにの発生源たる化学工場に対する規制、あるいは斃獣処理場に対する規制、動物の飼育場に対する規制、そういうような形での発生源に對して措置をせしめるということ、にの点のため悪い環境をつくらぬ公害対策を進めるといふことが、当面最も重点的に私どもとして考えておるところでございます。

それから、お尋ねのように従来の排出規制法だけでは公害の状態がどんどん悪くなつていくのを防ぎ切れぬ。別の観点でいへば、しり抜け的なところがあるといふ点が指摘されておつたわけでありまして、それは個々の工場を幾ら規制をいたしましても、工場の数がどんどん無秩序にふえていくといふことで、幾らでも空の状態なり川の状態が悪くなるというところでございまして、そのためこれ以上はよごさないという環境の基準を

まず明確にいたしまして、その基準を破らないために、排出の規制もさることながら、それ以上工場をふやさないとか、あるいは土地の利用方式を考える、都市計画でそれを規制していくというようにすることによって、一定程度以上はよさくない。そのために、それぞれ個別の法律、既存の法律で間に合うものは既存の法律、法律の足りないものはつくっていくというようにすることで環境基準を守るような方向で考えたいというのが、今回の公害基本法の考え方でございます。

○島本委員 これで終わりますが、なお、大臣の所信を聞きながら通産大臣も来て、両方対比しながらきょうやりたかったのですが、ついにあらわれなかったのは残念であります。しかし、これはまだ基本法が出ておりませんから、出た場合には、いま厚生大臣が考えておったようなのは、私の見るところでは基本法の精神でありません。これはほんとうに大臣は甘過ぎます。大臣が考えているのは、厚生省の原案の当時の考え方ではなかったかと思ひます。現在は大臣が考えるような甘いものにはなっておらないので、これは拝見させていただいた上でその是非を明らかにさせていただきます。その節は再びやることを宣言いたしまして、私の質問を終わります。

○八木委員長 通産省の關係者に申し上げます。委員会の要求にかかわらず、大臣は商工委員会でございますが、政務次官が来ない。こういうようなことが今後あっては、当委員会としては、それは承服できないので、適当な措置をとるといことを省内に完全に浸透させていただきます。

次に、工藤良平君。
○工藤委員 私は、ごく部分的な問題でございますけれども、文部省、厚生省、通産省あるいは科学技術庁の問題について、ごく問題をしぼりましてお聞きをいたしたいと思います。

まず第一番に、公害が非常に局地的な問題から一般化をしまひました。したがって、住民が自衛のためにみずから自主的な調査とかあるいは研究を行なうという傾向が非常に顕著にあらわれ

てまいりました。特にその中でも、極端に言いますと、町内会の人たちまでもが公害のための調査を行なうというようになって行なわれているわけでありまして、そうなるまいかと、おのずから国なりあるいは地方自治体の調査研究機関に対して非常に大きな期待を持っていたわけでありまして、なかなかなかそう思うようにできない、こういうことから医師会なりあるいは大学の研究機関の活躍というものが非常に目立ってまいりました。住民の立場からいいたしまして、それに対する期待が大きいのでありますが、この点について医師会あるいは大学の研究機関の自主的な研究というものはどういう状態にあるのか、その点をまずお伺いをいたしたいと思います。

○緒方説明員 ただいま国の研究機関がどういふことであるかという御質問かと思つておりますが、現在の研究機関は行政機関の付属機関という形で、それぞれ各省あるいは庁の付属機関という形でそれぞれ設置されております。それぞれ各省あるいは各庁の行政に必要な部分の研究を主として研究しておる、こういう形になっておるわけでございます。したがって、公害関係で申し上げますと、先生御指摘のように非常に範囲が広がっております。たとえば発生源の問題につきましては通産省の資源技術試験所であるとか、発酵研究所あるいは東京工業試験所といったようなところがそれぞれの立場から研究いたしております。それから、たとえば大気汚染とか水の問題、これなんかは人体への影響につきましては厚生省の研究所というように、それぞれの各省庁の立場から研究を現在しているというのが現状でございます。

○工藤委員 厚生省にお伺いいたしますが、自主的に医師会あたりが調査研究をやっている地域がたいへんあると思うのですが、その点について把握をされておりますか。

○橋本説明員 いまの御質問の医師会の公害の研究でございますが、四日市とか大阪とか横浜ある

いは東京におきまして、医師会自身が非常に公害の問題の調査研究を始めておりますし、また厚生省自身の行なっております影響調査あるいは開発地域の調査等に必ず地元の医師会の人たちが代表として加わっておるというのが実情でございます。

○工藤委員 文部省まだ見えていないようでございますので、通産省にお伺いいたしたいと思います。四十一年の九月一日に第三回の公害研究推進会議というものが持たれました、四十一年から四十五年にかけての「産業公害防止技術の研究開発推進体制と研究開発長期計画」という長い表題のようでありまして、そういう計画が出されておるようでございますが、これが具体的にその後どのように進んでいるか、御説明をいただきたい。

○安藤説明員 いま先生の御質問のあった点についてお答えいたします。まず煙のほうから申し上げますと、硫黄の問題につきましては、ばい煙から抜く技術いわれるばい煙脱硫につきました。昨年度から工業技術院の大型プロジェクトという制度の中に組み入れまして、すでに実施しております。それから直接脱硫につきました。昨年よりその体制を進めつつ、ことしより大型プロジェクト制度に組み入れるべく予算要求をいまやっている段階でございます。

それから自動車の問題につきましては、すでに官民一体の研究体制を進めるべく、ことしより機械試験所と資源技術試験所が中心となつて自動車安全公害研究センターを設置すべく予算を要求しておるとともに、機構の面におきましても機械試験所に自動車安全公害部というものを設けまして、ここで一括研究を進めていくというふうに体制を整えました。

それから水につきましては、資源技術試験所に去年まで産業公害防止技術部というものがあつたのですが、一部増設するべく要求いたしましたので、すでにそれはつきましたわけでありまして、

一部と二部に分けまして、二部のほうで総合処理、それから拡散という問題を取り上げていわれる総合化された問題点につきましてここで処理していく。そのほか傘下の試験研究機関をそれに応援させるような形で体制を整えるようにしております。いまのところ、この連絡会議でいろいろ御検討願つた点につきましては、ほぼ順調に進んでいるという段階でございます。

なお、予算につきましては、すでに御存じかと思いますが、昨年度五億九千六百万を費やし、他省庁からの移しかえも含めると約七億数千万円の予算を投入したわけでございますが、本年度は十億数千万、さらにいま未確定なども入れますと十二億前後になろうかと思ひますが、昨年の約二倍の予算を投入し、かつ組織にあたりましては二部増設、人員十九名増、約百二十名の人員を投入して、御審議していただきましたこの長期計画を推進していくという体制を整えつつあります。

○工藤委員 そういたしますと、これからのこの試験研究機関の一つの方向として、いま御説明があらまされたように長期約な計画の中で進めていかれるということで、予算を見ましても、本年度からは相当——と言ひましたがこれは全体から見ますとわずかなものでありますけれども、いままでの伸び率からいいますとずいぶん伸びているというところだけは認められると思うのですが、ただ先ほど申し上げましたように、国立公衆衛生院とかあるいは国立衛生試験所とか、いま申し上げました科学技術庁を中心とした試験研究機関等を通じまして相当精力的にはやっておるようでありまして、非常に広大なこの公害に対処するための試験研究機関といたしましては、私はきわめて弱いものではないだろうか、こういうような気がするわけでありまして、したがって、これも通産省にまずお伺いをして厚生省にと思つておりましたが、まだ見えておりませんので、この非常に重要視されてまいりました各大学の試験研究機関、これの活用についてのようにお考えになつていらっしゃるか、その点まずお聞きをいた

したいと思っています。

○館林政府委員 御指摘のように、各大学の試験研究機関を活用するというときはきわめて重要なことでございます。実は厚生省としても、公害研究所をこの際つくりまして公害の基本的な研究をするということも考えたわけでありますが、そのような研究機関を数年かけて整備し、研究をさらに数年かけて進めるということでは追いつかないほど今日の公害問題の進みが早いというところで、それよりは既存の大学あるいは研究機関の活用を考え、全国の大学、研究機関が打って

一丸となって公害の研究をしていただく。それぞれ連絡をとりながら、あるいは共同の班をつくりながら調査研究を進めていただくというものを考えまして、昨年度までは委託研究費が二千万円でごさしましたものが、本年度からは一億円にそれをふやしまして、ただいま申し上げましたような委託研究を進めていく、かような体制をとっておる次第でございます。

○工藤委員 委託研究をお願いしておるといこととでございしますが、これは科学技術庁から出ております特別研究促進費という形で出ているわけですか。どういふところで出ているわけですか。

○館林政府委員 それとは別に厚生省独自の公害特別の予算としてそのような予算を計上してございます。

○工藤委員 そうしますと、厚生省からおろしておりますこの対象といふのは、大学の部面です、たとえば国立、公立、私立それぞれあると思ひますけれども、どういふところを対象にやっていたらしておりますか。

○館林政府委員 国立、公立、私立全部の大学並びに公害研究を行なうにふさわしい研究機関をすべて包含をいたしております。

○工藤委員 そういたしますと、その大学の数は大体どの程度でございしますか。

○橋本説明員 大学の数をいま正確にあげることばできませんが、全体の数は十ないし十五の数に

及ぶと思ひます。しかしながら、厚生省の場合には、非常に幾つかのチームが寄つて研究をしなれば一つのプロジェクトがでけないという研究の特性がございしますので、そういう点はほかの研究プロジェクトを進める場合と若干違つた要素がございします。

○八木委員長 工藤君に申し上げます。文部省の岡野審議官が科学技術特別委員会答申中でございしますので、終わりましたらすぐこちらに来る予定になつております。

○工藤委員 ただいま十ないし十五という御回答でございしますが、この公害問題に関する資料集等を見ましても、相当数の大学が、これは全く自主的な調査かも知れませんが、調査をして

いる。しかもそれが水質汚濁の問題から大気汚染あるいは騒音、排気ガス、こういった非常に広範な、しかも特定の工場から出てくるということよりも、むしろ非常に不確定な、原因の不明確な状況の中でそれを究明していきたいという努力がこれらの学校の研究所によつてなされている。こういう問題については、特にこれは最後に触れたいと思ひますけれども、補償なりあるいは救済の問題とも関連をいたしまして、私はたいへん重大な問題ではなからうか、こういうふうに思ひうけであります。相当数の学校が自主的に

行なつておる。その中でいふ言ひのように国立あるいは公立、私立という範囲にわたりますと、十ないし十五くらいではないのではなからうかと思ひます。が、予算的な支出等については十ないし十五ということなんでしょうか。

○橋本説明員 大学として参加しておられるところはかなりございしますが、はつきり委託費を出してやつていふという形になりますと、そのように制限されて、いま申し上げたような数になつております。

○工藤委員 私、当初に申し上げましたように、公害が一般化してまいりますと、相当広範に調査網を拡大しなければならぬと思ひます。したがつて、十ないし十五の学校に委託をするとい

うことで、はたして被害の調査ができるか、研究ができるか。国の研究調査機関は幾つございしますか。

○館林政府委員 お尋ねのように、いやしくも公害に關連する学問をしておられる大学あるいは研究機関はおそらく全国のはほとんど全部の大学ないし研究機関でございまして、これらが基本的な公害の研究をなさる場合には、文部省ないし科学技術庁の学術研究費によつて行なわれるものと思ひれるわけでございますが、厚生省におきまする調査費は、主として現に公害対策として大きく問題になつておるものをとらえまして、その学術的な究明をはかるということでありまして、全国の中でも特に公害が大きな社会問題としてクローズアップされておる地域に重点的に実施する、その場合になるべくその地域に所在の大学を重要視し、またそれが研究の便宜でもあるということから、ただいま申し上げましたような十幾つということをやつておるわけでございますが、しかし、お尋ねのように、他の地域は他の地域なりにそれぞれ公害問題をかかえておるわけでございますので、私どもといたしましては、予算の拡張に伴ひまして、できるだけ全国的にこれを広げてまいりたい、かように思つておる次第でございます。

○工藤委員 公害の問題については、先ほど私が指摘をいたしましたように、一つの工場なりあるいは鉱山といったところからの被害というものと、きわめて明確に区別することができない。特に近ごろのように公害が拡大してまいりますと、その原因不明という問題が、現在の状態からいたしますとそういう事例が非常に多いわけでございます。たとえば私の地域は御存じのように新産業都市に指定をされた大分でございますが、いま九州石油がすでに操業を始めた。ことしから石油燃焼の火力発電所がすでに着工された。来年からはいよいよ本格的に発電がまいります。石油コンビナートが形成をされる。こういうような状態の中においては、数の少ないときには

その原因というものが究明できずけれども、非常に多数になつてまいりますと、なかなかその原因究明ができない、こういうような事態が起つてくるのではないだろうか、こういうことをいまから懸念をされるわけでありまして、そういう場合に、国としての調査、それから研究、さらに監視、こういった機関について将来どのようにお考えなのか、お聞きをいたしたいと思ひます。

○館林政府委員 これからの公害対策を進めてまいります上で、公害の確認ということが、もちろん予防対策上もいろいろの公害調査が必要でございしますけれども、公害の確認、一刻も早く公害の発生を察知すること、あるいは公害が発生しようとする情勢を察知することが必要でございまして、また公害が発生した場合に、その原因は何からきておるか、被害はどこまで及んでおるかということを明確にしなければ、対策も立たなければ、補償問題も解決しないということでございます。その意味合いにおいて、公害の調査並びに研究ということとは公害対策の眼目であるわけでありまして、これをだれがどの程度の分担でやるかということでございますが、これはたてまえば、各地方に起こりましたものは都道府県、場合によりましては市町村が中心になりまして調査をするわけでございます。したがって、その段階で県なり市なりの手にとて負えないという場合に、多くの場合にはその地に所在の大学に委託をしたり、あるいは医師会に協力を求めたりするわけでございますが、それでもなおかつ手に負えないというふうなむずかしい問題がたくさん出てくるわけでありまして、そういうものの解決はやはり国が乗り出しまして、国家的レベルで調査研究をする必要があるというところで、国もそれらの行政、地方の行なうものは助成するとともに、国みずからも調査に当たるといふことが必要であります。先般起こりました阿賀野川事件のごときも、国みずからが調査班を編成して実施をした、こういうことでござい

ます。

○工藤委員 公害が一般化してまいりまして、非

常に範囲が広がったというのをしきりに申し上げるけれども、しかし、その中においても、特に石油化学産業の発達に伴って非常に局部的に、しかもそれがある程度広範な範囲で公害が出てきた。こういう場合には、やはり国として、あらかじめ被害が起こる以前にこの公害を防止しなければならぬというのには私は原則だろと思う、したがってこの調査、研究、監視の強力な機関というものを、その重点的な地域については当然行なうべきではないか。産業開発という意味で新産物の指定が行なわれて、逐次コンビナートが形成されていくという状況の中においては、当然それが一つの地方自治体の負担の中で行なわれるというところは、私は基本的に問題がありはしないかと思う。したがって、そういう問題については、やはり明確な国の機関に逐次移していく、こういう傾向というものをとらなければならぬのではないかと、こういうように考えるわけでありすが、その点についてお答えをいただきたい。

○館林政府委員 お説のとおり、常時公害の襲来を監視しておることが必要でございまして、その実際上の任に当たるのは各地域の地方公共団体というたてまえで実施をいたそうとしたしておりますが、それに対して国も助成する必要があるということで、本年度から全国的に公害の予測される地域には自動監視網を張りめぐらすというところで、テレメーターという特殊装置をつくる、重点的に要点には自動記録装置を据え込んでおいて、それが中央へ自動的に集まってきて常時監視の役目を果たす、国がそれに補助金を出すというところで本年度計上いたしておりますが、そのほかに重要な地域には国の直接測定点を設けまして、ちょうど測候所のようなものを設けていきたいということで、すでに三年ほどそのような計画を進めておりまして、今後ともそのような測定点をふやしてまいりたい、こういう計画でございします。

○工藤委員 近く大分の海水の調査が、これは通産省の関係だと思ひますが、行なわれるというこ

とを聞いておるわけでありすが、これらの国が参加をした調査について、地方自治体の負担というものが相当額のぼるわけでありすが、これらについては、国が参加をして実施をする、こういう調査については、やはりできることならばこれは全額国が負担をしていくということ、当然そうしなければならぬと思うわけで、今後そういう形になってまいりますか、お伺いをしたいと思います。

○馬場説明員 ただいまお話のございましたように、いわゆる新しく工場の建ちますことが予想されるような地域におきまして、事前防止の見地から、各地に大気汚染関係、水域関係それから河川関係というところを、実施を想定いたしました事前調査ということをやつて、いろいろ実地調査をやつております。こういう予算は通産省についておりますが、これを具体的に、たとえば大分で行ないます場合には大分県にいろいろ調査を行ないますについての準備について御協力をお願いしておりますが、たてまえといたしましては、一応その費用は、国が調査をするのでございしますから、全部国が国の予算をもつて行なう、こういうたてまえでやつておりました、地元の各府県あるいは市町村御当局には、いろいろ調査をやります実行面の御協力をいただいております、こういう状態で現在やつております。

○工藤委員 次に伺ひたいのは、いま申し上げましたように、これからの調査、研究、監視の問題については、逐次やはり私は国の負担がかかるということのないように措置をしていただきたいということと同時に、特に紛争が起こつてまいりますと、被害者につきましてはこれを組織的に調査をするということが非常にむずかしいわけでありすが、どうしてもいま申し上げましたような機関にたよらざるを得ない。したがって、紛争処理の問題につきましては、できることならば紛争処理機関についても少し権威ある機関というものを配慮すべきじゃないだろうか、こういう

ように考えるわけでありすが、これは先般の板川委員でしたかの御質問の際にも出ておつたと思ひますけれども、その点について御意見を伺ひたいと思ひます。

○坊間務大臣 公害にかかる救済制度ということのお尋ねかと思ひますが、基本法の試案要綱にも「政府は、公害による被害の救済の円滑な実施を図るため、必要な制度の整備を行なう」、これは基本法でございしますからそういう規定を設けてあるのでございしますが、実際公害が生じた場合に苦情を受け付ける、あるいは苦情を処理する、あるいは相談に応ずるといったようなことを当然やらなければならぬこととでございしますが、基本法でございしますので「必要な制度の整備を行なう」ということを基本法には規定しております。

○工藤委員 これから基本法ができてまいりますと、その窓口も当然一本化されてまいらうと思ひますけれども、現在のところは、地域住民の人たちが被害を受けた、どこに飛び込んでいくかということになりますと、なかなかそれが明確でない。こういうことから先般私はこの点について御質問をいたしたわけでありすがけれども、ぜひひとつ具体的にこの紛争処理機関というものを明らかにしていただきたい。抽象的な問題ではなくて、たとえば労働争議が起こった場合に地労委に持ち込む。これは裁判所に持ち込むよりも非常に権威がありながら簡単に持ち込めるという措置がとられるわけなんです、そういう面についてはぜひこれからの法案審議の際にも配慮していただきたい、私はこういうふうに考えるわけでありします。

それから次に、これは文部省が見えましたから伺ひをしたいと思います、先ほど大学の研究機関が自主的に公害の問題について取り上げておる実態がわかればお知らせをいただきたいということをお願いしてありますので……。

○岡野説明員 公害の問題についてはいろいろ研究すべき課題があるわけですが、それらの問題は、通常におきまして大学の工学部とか、

医学部あるいは農学部などの関連の講座等に属する研究者が研究しておるわけではございします。しかし、非常に社会的な問題となつておりますので、文部省の科学研究費というのがございしますが、その中で大気汚染、水質汚濁の二つの問題を取り上げてまして、科学研究費のうちに特に指定いたしましたので、それを推進する方策を講じて、昭和三十九年度におきましては約五千万円の研究費、四十年年度に四千八百万円、四十一年度五千五百万円、合計いたしまして一億五千二百百万の研究費を支出いたしました。全国の大学関係の研究者がこれによつて研究をいたしたわけではございします。もちろん研究は、その大学の研究者が自発的に研究をしたいというものに対してまして研究費を支出するわけではございしますが、大気汚染、水質汚濁等の研究分野におきましては、なお基礎的に研究を要する事項が多いので、こういう文部省でいたしますことは、どっちかという基礎的な事項が多いわけではございしますが、そういう研究を推進したという現状でございします。

○工藤委員 ただいまお話のように、ほとんど実質的な調査が行なわれておるということでございしますが、政府機関なりあるいは地方行政機関から委託を受けて調査をされる、こういう割合というのは大体どういう程度になりますか。

○岡野説明員 地方庁等からどれぐらい委託があったか、実は恐縮でございしますが、いま資料を持ち合はせておりませんので、後刻調べまして御返事申し上げますが、こういう大学関係の研究がだんだん蓄積いたしまして、それが各行政機関の研究機関にも取り上げられて、科学的な対策が立てられるというふうなプロセスが通常期待されるわけではございします。

○工藤委員 研究機関が非常に少ないという現在においては、おそらく特に地方における大学の試験研究機関の利用あるいはそれに依存する度合いというものは高くなるだろうと予測されるわけでありすが、したがって、被害者にしてみれば、個々人でその調査をやることもできませんので、お

のずからその調査というものに大きな期待をかけてくる。こういうことになるだろうと思うが、そういう問題について文部省の方針としては、できるだけそういうものにやはり協力態勢をとらせる、こういうお考えなのか、お伺いしておきたいと思ひます。

○岡野説明員 大学の使命は固有の上級教育を職務とするものでございますが、特に地方の大学は地域社会に奉仕するというにも事実上大きな責任を持っておるといふふうに考えております。したがって、そういう御要求があれば、本務に支障のない限りは協力すべきものであるというふうに思ひます。

○工藤委員 ぜひそういうことでお願いをしたいと思うのであります。ところが、やはり実際の問題になってまいりますと、問題が起つてきた、その問題を処理をする、こういう段階になってまいりますと、被害者と原因者との間においては、それぞれ利害関係が相反してまいりますので、おそれいろいろ問題が起つてくるのではないかと、こういうことを予測をするわけでありまして、この点については、特にこの公害問題を扱う行政官庁として、厚生省のほうで、その点についてはさつきさつきと出ておりましたけれども、やはり現在のこの調査研究機関が充実していない段階においては、特に地方の場合にはそれらの大学を最大限に利用していただく。もちろん、それが大学の運営なり研究に阻害になるようなことがあつてはならないと思ひますけれども、やはりとうとう人間の命を守るという立場に立つてぜひ指導をお願いしたいと思ひますけれども、その点について大臣のほうから御答弁をいただきたいと思ひます。

○坊国務大臣 御意見非常にごもっともだと思ひますので、できるだけそういうことにしたいと思ひます。

○工藤委員 最後に、特にこの試験研究問題について問題を詰めてみましたけれども、お話によりますと、文部省が出ております予算にいたし

まして一億数千万、厚生省が出ておる予算にいたしまして大体一億前後のものでありまして、きわめて微々たるものであるわけでありまして、ぜひこれはひとつ早急に助成対策を講じていただきまして、公害からとうとう人命、健康を守るという立場に立つて、十分なる措置をお願いしたい。こういうことを特に要請をいたして、私の質問を終わることにいたします。

○坊国務大臣 厚生省といたしまして、できるだけ配慮を持って努力をいたしたいと思ひますから、その御答弁をひとつ……。

○坊国務大臣 予算につきましては、これは財政当局と折衝の問題でございますので、ここではつきりとうとういふことになるといふことはお答えいたしかねますけれども、厚生省といたしましては、できるだけその折衝に努力をいたしてまいりたい、かように考えます。

○工藤委員 努力していただきまして、具体的にひとつその実現方を明らかにしていただきたい。以上で終わります。

○八木委員長 中谷鉄也君。

○中谷委員 厚生大臣にお尋ねをいたします。先ほど島本委員のほうから、主として提案されるであろう基本法についての考え方ということで、公害防止に対する基本的な大臣の見解を求めたわけですが、若干納得のいかない点がございますので、わずかの時間ですが、お尋ねをいたしたいと思ひます。

端的にお尋ねをいたしますが、次のようなお尋ねのしかたをいたしたいと思ひます。要するに、経済の発展ということば、このことばが公害防止に及ぼす性質のものもあり、被害が一定の限度をこえる場合には、産業の発展を多少とも犠牲にする必要があることも、十分認めなければならぬ。……

……この中間報告の考え方というものは、公害防止という観点からは、産業の発展あるいは経済の発展というのとはコントロールされなければならないのだ、その観点においてはコントロールされなければならないのだ、という考え方だ、というふうには私は理解する。そういう考え方だ、というふうには私は理解する。……

……これは、人体の健康その他金銭によつて償ひ得ない被害を及ぼす性質のものもあり、被害が一定の限度をこえる場合には、産業の発展を多少とも犠牲にする必要があることも、十分認めなければならぬ。……この中間報告の考え方というものは、公害防止という観点からは、産業の発展あるいは経済の発展というのとはコントロールされなければならないのだ、その観点においてはコントロールされなければならないのだ、という考え方だ、というふうには私は理解する。……

○坊国務大臣 先ほど来島本委員にお答えを申し上げましたとおり、何にいたしまして、われわれ人間が一番大事なところというのは、これは人間の存在するというところを最も強く主張し、これを確保していくことが一番大事なことであります。今日まで経済の発展を期してまいつたことも、言うならば、そういうふうな人間の目的を豊かにし、確保していくというためのものが、これが経済であり、政治も行政も私はすべてがそうであらうと思ひます。つまり、人間の目的が経済であり、その経済の発展が、いやくも人間の目的である存在を阻害する、障害するといつたような場合には、あくまでも人間の存在を無視してまで経済の発展をしていくというふうなことは、まさに主客転倒でございます。……

……これは中谷委員の言われるとおり、これは経済が一步引いて、そしてほんとうに人間のためのものであるという本来の性質に返らなければならぬ、私はかように考えております。……

……人間が生活や生存を脅かされる程度の公害ならば、どんなことがあつてもこれは排除していかなければならぬけれども、さらに一歩進んで、きわめてきわめてとまではいかなくとも、生活を非常に愉快にしていこう、一歩進んで何かをやつていこうというふうなときには、これはやはり経済の発展との調和をはかつていくということも、その人間の生活、人間をしあわせにするための経済ということも念頭に置かなければならぬ、かように考えておるのであります。

○中谷委員 大臣、先ほど非常に大事なことをお使ひになったと思うのですが、これは問題になることばなんです。大臣は人間の存在ということばを使ひましたね。そうすると、これはその点だけお聞きしておきます。公害基本法については非常な論議になるわけで、その点だけお聞きしておきます。人間の存在ということばをお使ひになつた。そうすると、提案されることになつてい

……これは先ほど大臣がおっしゃつた、大臣は人間の存在を脅かすようなことばをお使ひになつた。そうすると、公害基本法が保護しようとしておる法益は、ただ単に健康というふうなものじゃないのだ。要するに人間の存在ということなんだというところをおっしゃつておられて、そのよう人間の存在というふうなことは経済の発展というふうなことに比べてコントロールできないのだ。……

ない、社会的な人間として存在しておるといふ意味でおっしゃっておる。要するに、人権宣言で申しますと、人間の尊厳にふさわしい生活、こういうふうな意味での人間としての存在だと思ふのです。そういうふうなものが保護法益だ、こういうふうにおっしゃられるのかどうか。これは大臣から御答弁をいただきたい。

○坊間務大臣　存在と申し上げましたのは、存在というものは非常に内容がたくさんある。人間の存在というものは健康であるということ、しあわせであるということ、われわれがこの世に生まれてまいりまして、病氣をしたり、差別を受けたたり、いろいろな存在を傷つけることがあります。が、そういうふうなことでないように、むしろわれわれの存在と申しますか、生存と申しますか、これは御了承願えるでしょう。存在と申し上げましたことは、人間でございますから物ではございません。生存と申しますか、その生存を傷つける、つまり生命だとか健康だとかいうことを傷つけることを防止していくということが、今度の基本法の目的であらうと思います。

○中谷委員　大臣の御答弁は、壮大な論理の展開をしておられる問題で、また健康というところに戻ってこられて、生理的のこととは非常に理解ができないので端的にお尋ねいたします。

佐藤総理は、最近といいますが、一年ほど前ですか、憲法を読み直そう、こういうふうなことを言われた。そこで、憲法二十五条はこうなっています。「すべて國民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」そこでこれは大臣に答弁を求めるのだけれども、政府委員から意見を聞いてもらってもいい。憲法のものの本によりますと、ものの本によらなくても、「健康で文化的な最低限度の生活」というのは、健康であり、文化的な生活でなければならぬわけです。健康で文化的なということはイコールでつながっているかと思うわけです。要するに、健康で文化的な生活というものは分けられないのだ、健康で文化的な生活というのは、健康であり文化的でなければならぬ

ないということに、憲法のおおむね學説はなつておると私は思うのです。そうすると、いわゆる公害対策基本法で考えられている健康というのは、憲法二十五条にいつているような、そのような宣言的な、あるいはまた人権宣言的な健康、広い意味のそういう健康というものを意味しておるのだとすると私は思うのです。まさに病氣とすれすれのところにおける健康、死にかけておるようなことでないのが健康だというふうなものを、いまわれわれはこの時代において保護法益として保護されるといふのはおかしいと思う。現実とはかくとして、そのようなことが公害対策基本法というものでできてきたときの法益であり、理想だとされるということではあまりにもみじめだと思ふ。そのように公害対策における健康というのは、憲法二十五条の第一項の健康で文化的な生活という、そのような健康だというふうなひとつ大臣の御答弁をいただきたい。この点特に存在というふうなおことばをお使いになったので御答弁をいただきたい。

○坊國務大臣　中谷委員の非常に専門的な御質問でございますが、健康で文化的なというものは、私もお説のとおり健康と文化的というものを二つに分けてこれは考えられない。健康であり文化的な人間生活といえますと、ずいぶん幅が広いものだと思います。その人の環境、その人の境遇、その人の現在の地位、いろいろありまして、非常に私は幅があると思います。憲法で保障されておる健康で文化的な人間生活というものは、その中の——とにかく法律でございますから釈迦に説法だと思ひますけれども、限界を示しておるのが憲法でございますして、いまおっしゃられた病氣すれすれだといったようなことが、これが非常に、觀念といいますが概念といいますが、つかむにむずかしい問題でございますけれども、病氣すれすれといったようなことが健康であるかと言われますと、病院に入らなけれども病氣で寝たり起きたりしておる、病氣とまでは言わなくても、不健康で寝たり起きたりしておるというようなこと

は、これは健康で文化的な生活といったようなことには私はならないと思います。ここのところ、健康で文化的な生活を具体的に、また抽象的にこういうものだというのを、どうもものさしに当ててはかることは私は困難だと思います。いづれにいたしましても、抽象的には相なりますけれども、健康で文化的な人間生活というものを守っていくということ、そのために公害を防止していくということも確かに私は一つの目途になるであろうと考えます。

○中谷委員 論点を私のはうから整理します。こういうふうにお尋ねします。要するに、中間報告というものが正しいのかどうかは別として、中間報告の中では、産業の発展というものと公害の防止、逆に言うと、公害の防止のための施策の健康の保護、その法益であるところの健康の保護、あるいは生活環境の整備などの諸施策、要するに公害の防止ということと産業の発展ということとはどこかでとにかく衝突してくるんだ、しかし衝突はしてくるんだけれども、その場合には産業の発展のほうが道を譲るべきなんだという考え方に

うことは變わりないです。最初の中間報告で、いっているように、經濟の發展というものは排除されるべきものだというふうな考え方が後退をして、調和という考え方に變つてきていると思う。これでいわゆる八月の何日からの攻防の中で、いろいろな経過、いきさつの中で生まれてきた子供は、鬼子ではないのですか、この点をお聞きしたい、こう言うのです。最初、排除されるべきものだと言つておつたのが、調和されるべきものだというふうになつてきておるじゃないか、これは一体どうなんだ。しかも、そもそもそういうふうな中間報告を受けられたのは厚生省じゃないか、それで満足だとか不満がないというのはいくらもどういふことですかということをお聞きしたい。

○坊岡務大臣　審議会から報告を受けまして、その報告に基づいて、厚生省は厚生省としての試案をつくつて、それを總理府へ持つてまいりました、とにかく先ほど申し上げましたとおりです。これが十四省か五省という各省が關係しておるわけでありますので、その各省が厚生省の試案というものを組上に乗せて慎重なる検討をいたしました。

〔委員長退席、島本委員長代理着席〕

審議会から厚生省がこれを受けて、そして厚生省から総理府へ持つていって、そこで検討しておる過程におきましては、そのことがきまる経過、過程におきましては、これはいろいろの議論もございまして、そしてそういうたような議論を戦わせました結果生まれてまいったのがこの基本法の試案要綱。その要綱に基づいて今度御審議を願う基本法というものを政府から国会に提案したのでございますから、その過程におきましては、最初のものと全然同じということであるならば、審議、調整そういうたようなことは一体総理府で何をしたんだ、こういうことにも私はなろうと思ひます。そこで各省の意見を調整いたしまして、そしてでき上がったもの、これが鬼子であるとかかたわであるとかいうことは、私はそういう過程、スクリーンを通して現在の時点においてでき上がったものとして、決して鬼子であるとかかたわである

○中谷委員　お尋ねいたします。

そこで、先ほど大臣の御答弁に

第一類第五号

○坊國務大臣 中間報告とおっしゃるのはこの審

われわれの生活をやうていく上におきまして

東京の隅田川を例に引かせていただきますが、隅

五号 昭和四十二年五月十七日

○中谷委員　少し違うと思うのです。私、納得い

それじゃもう一度お尋ねいたしますけれども、

そういうことをお答えいただく便宜のために、

○坊國務大臣　これも釈迦に説法になりますが、

○中谷委員　そういうことだとしますと、生活保

—

これは大臣と私と行ったり来たりして、どうも答弁もかみ合いませんが、まさにこの点が攻防の一番の基本のところだと思えますけれども、私はこの点を通産大臣にお聞きしたいので、厚生大臣にあまりお聞きしたくないのですが、その点についていまいち度々尋ねますけれども、健康の保護というものがあって、生活環境の保全というものがあって、そうして経済の発展というものがあって、生活環境の保全というのがイコール健康の保護につながっていくのだというところは、大臣これはそのとおりだということの御答弁でございませうね。生活環境の保全というのがイコールある意味において大部分の健康の保護につながるのだということはお認めいただけますかどうか、この点はいかがでしょうか。

○坊国務大臣 非常に極端なことを申し上げますと、たとえば東京、川崎あるいは四日市といったようなところも、これは工場ができた、産業の発展のために空気をよごしたりあるいは水質が汚濁をされたりしてあるのでございしますが、その生活環境を一〇〇％、こういうところを目標として考えますと、そういったようなところを和歌山県の県境の紀見峠あたりの空気まで持っていくとか、さらにまた上高地のあたりまで持っていくとか、こういうことにしなければ、極端な例でございしますが、これは生活環境が完全であるということとは私は申せないと思う。しかし、さようなことに持っていくということは、これは日本の国の産業なり、経済なりというものをやはり考慮してかからなければならぬというところは、中谷さんによく御理解願えと私は思っている。そうすると、そこに生活環境というものの程度というものが、日本全国が紀見峠みたいなものでなくとも、あるいはまた上高地みたいなところでなくとも、これは憲法二十五条にもとるものではないと私は思う。そこでおのずから環境基準というようにものをきめることによりまして、少なくとも生活していく上におきましては、その環境基準に従った環境をつくり出していい。それをやるために

は、これはやはりいまの上高地みたいなところまでにしていくということ、これは経済との調和をはからないということではございませうから、そこまではいかないで、経済発展との調和をはかる。こういうことがこの基本法にうたがっている趣旨だと私は心得ております。

○中谷委員 高野山とか、上高地、紀見峠というような話が出てきますと、どうも話がふるさとの話になってきまして、そうなるにつれて、私も話を飛ばしていきたくて思っておりますけれども、そういうように上高地とか紀見峠とか高野山などを例に引かれ始めますと、現在提案を予定されている基本法のいわゆる環境基準なるものが、社会党などが考えている許容基準でなければいけないのだというふうな考え方が説得力を持つてくれないわけですね。しかし、その点についてはあと御質問のある方がおられるようですから聞きませんけれども、例としてはきわめて適切でなかったかと思うのです、紀見峠などをお引きになったことは社会党の言っている考え方に近づいてくるわけですから。

そこで、この機会にひとつ館林さんに私にお教をいただきたいと思うのですが、かりに経済の発展と生活環境の保全というふうなものが対立する——どこかで衝突するものなんではございませう。衝突するものとした場合に、理論数値として——理論数値というようにことばが、私、経済はよくわからないから、そういうことばが適切かどうかよくわかりませんが、理論数値として、公害型産業の中において設備投資に對しどの程度のいわゆる公害防止あるいは防除の費用を投下することが適切と思われるか、何%程度か。たとえば人によつては三%ぐらいしかやっていないじゃないか、けしからぬと言ふ人もおるし、カナダのほうにおいては五%をかけておると言ふ人もあるが、公害型産業といつても電力もあるし化学もあるが、この場合に、経済の発展と生活環境の保全との調和ということをおっしゃっているのだけれども、調和ということとは、理論数値として、設

備投資に對してどの程度のいわゆる公害防除、公害排除のための投資をすることが適切なのか。むしろこれは具体的な問題として、そういう点をひとつお答えいただきたいと思ひます。

〔島本委員長代理退席、委員長着席〕
○館林政府委員 いままでの欧米におきます比較的公害対策をやつております国々、先進国の公害を発生しやすい産業の公害防除設備の設備投資の金は三ないし五%といわれております。今日、日本の公害を発生する産業の実情はどうかといひますと、それよりかなり低い実情でございします。最近つくつております火力発電所等における設備投資は相当多額の公害防除施設を設けておるようでございします。

○中谷委員 理論数値というふうな妙な発言を私したわけですが、そうすると、パブリック・ニュー・サンスだとか、フライベート・ニュー・サンスだとかいうことで千八百年代からそういうことが裁判例にもなつておる、そういうふうな欧米において、いわゆる公害防止先進国においては設備投資に對する割合に比べて、日本のほうは当然いろいろな条件、事情があるので、公害の防止をしようと思ふ設備投資に對する公害防除のための投資額というのはいふてくさることになるということなのかどうかはまず第一点としてお聞きしたいことです。

いま一つは、これは館林さん御専門だから、私などの調査というものは不十分かもしれないけれども、いま三%ないし五%とおっしゃつたのは全産業に對する割合であつて、私が特に引用した公害型産業、要するに公害を起しやすい産業に對する割合というのはいふてくさると多い。最低一五%程度ではないかというふうに私は理解しているが、この点はいかがでしょうか。

○橋本説明員 いま引用されました数字は、ロスアンゼルスの大気汚染防止行政のレポートの中に、本体施設の投資額の一五%を投入しているというデータが出ております。よく三とか五%といわれまゝのは一般的な論でございしますが、通産省

のほうがかまかな数字がおわかりになると思ひますけれども、通産省が従来の産業構造審議会の設備投資の中に出された数字の中には一〇%に達したものもございします。あるいは二%前後のものもございします。そういうことで、先生の引用なさいましたのはいまから三年ほど前、事業団をつくるときの論議になりました数字でありまして、現在では、業種によつて非常に異なつてくるということ、非常に多額のものを投じておるものもあれば、あまり供つてはいないものもあるということ、電力におきましては、いままでの数字で見ますと二・七から三くらいではないかというふうに思つております。

○中谷委員 では、大臣にあつて二点だけお教をいただきたいと思ひますが、これはまだ法案が出ていないのですけれども、経済との調和といつたつて一体どこで調和ができるということになるのか。要するに、調和ができるということは、環境基準が守られていくということと調和ができていくんだということになるのか。しかし、その環境基準をきめる経済の健全な発展ということとは、どれだけ産業のほうで、事業主のほうで腹を痛めるとかということの問題だと思ひます。そのことについては、館林さんは非常に御専門家だと思つておりましたけれども、何かその点については明確な、この程度は負担しなければいけませんよという政府のあれはないわけですね。そうすると、一体調和というふうなことをおっしゃつても、これは結局——先ほどから私、先輩である大臣に非常に失礼だつたけれども、まさに健康の後退、健康の保護ということが押され押されて八月以来今日まで来たというふうな新聞の報道あるいは大方の評論と同じように、産業との調和という中においてどの程度企業の腹が痛むのだという基準というものがなければ、環境のいわゆる許容基準といふふうなものがかかりにあらつたとしても、調和がどこにあるのかというふうなことについては非常におかしいことになるのではないかと。この点については大臣いかがでございませうか。

○坊国務大臣 中谷さんしばしばおっしゃられるように、公害の防除ということと産業の発展という

ことがどこかにおいてぶつかる。人間の生活、健康というものを考えずには産業をどんどん発展せしめていくというのは、これは人間の健康にぶつかる。それなら人間の健康——健康はともかくとして、生活環境というものをよくしていく、それに一生懸命になってやっていく、その要請のみを満たしていくといういたしますと、産業の発展にこれまたぶつかる。しかしながら、われわれは、われわれの生活環境も、それから産業の発展ということも無視できない。産業も発展させていく、生活環境もよくしていく、というところ、おのずからそこに調和点というものが——二つの相反する要請でございますね。その相反する要請の中に調和点といったようなものを考えていかなければならない。その調和点をどうして生み出していかうかということについては、これは人間のすることでございますから、これも数学的に岡潔博士が計算するといったようなこと、あるいはできるかもしれないが、そういうようなことを私がここで御答弁は申し上げかねますけれども、その調和点というものをきめていくにあたっては環境基準といったようなものをのさしにしていく、こういうことであるかと思ひます。

○中谷委員 では、もう次の方もおられますからこの程度にしておきますけれども、誤解のないようにひとつお聞きいただきたいのは、経済の発展というふうなことが大事なことで、この点については私自身もそういう前提を否認しているわけではないのです。また一つ、受忍義務というふうなことは私はきらいだけれども、住民のほうで許容しなければならぬ限度というふうなものも一般社会の中においてはあろうというところも私は一応認めているわけですね。要するに、東京の空が直ちに上高地と同じようになれといったようなことを言っているのではない。そういう前提でお尋ねしておるのですけれども、きょうは問題の提起程度にとどまさせていただきます。

一点だけ最後にお尋ねしておきますけれども、これは島本委員の質問に対する大臣のお答えの中に、いわゆる公害基本法によってあらゆる公害について防止するための措置をいくつだ、その基本法なんだ、こういうふうな御答弁がありました。これはあべ足とりでも何でもなし、念のために聞きましておきますけれども、公害基本法にいわれておるところの公害というのは制限列挙でございますね。そうすると大臣のお考えは、たまたま提案を予定されている法案については、あらゆる公害ということばはどういうものなのか。要するに、さらにいろいろな、たとえば日照妨害というふうなものもその中に加えたいという意欲があるのか、あるいはそれらのものは別個の観点からというお考えなのかこの点いかがでしょうか。

○坊国務大臣 私が最初にあらゆる公害と申し上げましたのは、いまの段階におきましては、基本法に列挙してある——中谷さん法律家でございますので、非常にきめこまかい御質問でございます。私は非常に荒っぽい概念の答えをしたわけでございますが、私はいまの公害基本法が目的としておりますのは、公害基本法にあげましたいわゆる公害を申し上げておるのでございます。通産省の政務次官には、ひとつぜひともいろいろな点をお聞きして厚生省とのお考えの違いを明確にしたいと思つたのでございます。また別の委員会でもお会いする機会ありますので……

また、大臣に一つ要望しておきますけれども、私自身の二十五条との関係についての聞き方も若干整理の足りない点があったかもしれないけれども、大臣のお答えも、非常に何か私にとっては答弁が納得いかないというのじやなしに、答弁が左にいったのを右にいったと言ったり、右にいったのを左にいったことで、私は非常に整理の足りなかつた点があると思うのです。この点についてはまたあらためてお尋ねするということにして、質問を終わりたいと思ひます。

○八木委員長 折小野良一君。

○折小野委員 公害対策の基本的な二、三の問題について、時間の許す限り申し上げたいと思ひます。

まず、建設省が去る二月、河川管理の立場から河川法第二十九条に基づきます政令を設け、そうして流水の水質基準を定めようというふうなされまして。当時の新聞はこれを非常に大きな期待を持って報道をいたしたわけでありました。また、その報道を見ました国民もいたしまして、特に公害に悩んでおります国民もいたしまして、その成立の一日も早く早からんことを期待をいたしておつたわけでございます。この政令の内容の概要と、その後の経過についてお知らせをいたしたいと思ひます。

○古賀政府委員 御指摘のように河川法の第二十九条に、「流水の方向、清潔、流量、幅員又は深淺等について、」政令で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。」というのがございます。流水の清潔を保つというところは河川管理上非常に重要な問題でもあります。また、生活環境の向上にも重要な問題である。また一方におきまして水資源の問題とも非常に関連してくる問題でございます。したがって、この政令の法文につきましては、われわれ成案を得まして、ただいま各省と協議中でございますが、まだ具体的な案は成立しておりません。

そこで、この政令の内容でございますが、これは二十八条関係の船またはいかだの通航の制限とございまして、排水管、排水渠その他の排水施設により直接河川に尿を含む水または事業に基因し、もしくは付随する排水もしくはこれを含む水を排出すること、そういった種類のものにつきましまして河川管理者の許可を得しめるということが一つの要件でございます。それからさらに河川の流水で石を洗つたりあるいは砂利を洗つたり、そういうことによりまして河川が汚濁するということ、それらにつきましまして

も許可を受けさせるといふようなものでござい

ます。そういった許可を受ける段階におきまして、それらの汚濁を防止するための施設の問題等につきましても具体的に許可の要件といたしておるわけでございます。

それで問題は、排水管あるいは排水渠その他排水施設によって出てくるものの水質の問題が問題でございますが、われわれとしましては、全国に相当数の河川がございまして、少なくともいい状態にある河川は良好な状態を保ちたいということであるわけでありまして、さらにたとえば隅田川のような非常に汚濁をいたしましてBODが五〇にも達するような河川につきましまして、河川管理者がみずから水を注入する施設をやりまして河川の浄化につとめたい。さらに汚泥物が相当隅田川の河底にあります。そういったものも過去数年来除いてきておりまして、最近の状態ではまことによくなつております。今後さらにこの状態を続けていくつもりでございますが、そういったことにつきましまして当該河川水域の水質をどの程度に考えたらいいかというふうな問題も一応考へてこの内容をきめてまいつたのであります。なお、そういったような水質の汚濁しておる川につきましまして、急速にこれを基準に合せてやるということとはかなりむずかしいと思ひます。したがって、経過的にこれをよくすることができるといふかというところで経過措置も設けておりまして、逐次汚濁された川の公共用水等をきれいにしていくという河川管理者の立場で検討したものでござい

○折小野委員 ただいま局長からお話しの水質の基準でございますけれども、私どもが承知しておりますところによりますと、PH五・八ないし八・六、BOD四PPM、こういうふうにお聞きしております。こういう水質基準は常識的に考えてどの程度のものであるか。先ほど厚生大臣から、たとえばアユは住めないがコイは住めるといふようなことをおっしゃつたわけでございます。そのような常識的な面から考へて、どの程度のも

のかお知らせいただきたいと思ひます。

○松本府委員 BODで申しますと、BOD三というの、水道の水源といたしまして厚生省のほうでその程度以下であることが適当であるというふうにお考えになっておるところでございます。

またBODで五という程度が、高級なアユとかそういう魚は住めませんが、フナとかコイとか、そういうたわいあり生活力の強い魚はとにかく住み得る程度、こういうことでございます。それからBOD一〇というのは、悪臭が発生したりなんかしないで、こういうぎりぎり、とにかく最低限度その程度は維持していかなければならないというふうにお考えられる水質、大体そういうふうにお考えしております。

○折小野委員 ただいまのお話によりまして、建設省が考えておられますBODの四というものは、相当経済の発展と調和をとられた数字であるというふうにいまだ私も考えますが、しかもこの案が、お話によりまして現在協議中だということでございますが、これは建設省自体において協議中であるというわけではないので、建設省の案からいたしますと、四月一日から、すなわち本年度からこれを実施しようというふうに立案された。その段階におきまして関係各省に御相談になった。すなわち、協議中ということ、ほかの省との間の調整がとれないのだ、こういうことである。私は考えておるわけでございます。したがって、この点につきまして、ほかの関係、特に水には非常に関係がございまして経済企画庁におきまして、どういふふうにお考えになっておるか、お知らせをいただきたい。

○松本府委員 建設省のほうで、先ほど御説明ありましたような案につきまして御相談がございました。私どものほうでもそれを受けていろいろ検討いたしましたところでございます。これにつきましては、現在水質保全法によりまして水質基準の設定等、水質汚濁の防止についての基準の設定をいたしておるわけでございます。この法律との関係等につきまして、法律的にもいろいろ問題があるように思われるわけでございます。そういう点につきまして、いろいろいま内部でも検討し、また各省の御意見も伺いたしまして、政府内で十分よく検討を進めていきたい、こういうふうにお考えになっておるわけでございます。

○折小野委員 ただいまの経済企画庁の御意見でございますが、端的にいって、建設省が示したこの基準が高いというわけですか、あるいは低いというわけですか。その点を端的にお示しをいただきたい。

○松本府委員 私どものほうで検討いたしました結果、まずこれが問題点ではなからうかと思ひます。これは、現在水質の基準の設定等につきましては、水質保全法という法律でいたしておるわけでございます。それに対して、今度は河川法二十九条に基づく政令ということで、水質基準にそれと実質同じようなことが行なわれるということになるにつぎまして、その目的とかあるいは対象等が違つております。格別問題はないのじゃないかとも思ひますが、大体似たようなことになつてまいります。その間の法律上の問題もございまして、そういう点が私どもも問題点ではなからうか、こういうふうにお考えになっている点でございます。政令案の中でお考えになりました一般的な基準としてBOD四というのが高いか低いかにておられます。

○折小野委員 御意見でございますが、水質保全法におきましては、もちろん個々の川につきましても実情に応じていろいろの水質基準が定められるわけでございます。おそろく河川管理上この水質をきめようと思つておられます。通常の場合、すべての河川について定められる一応の基準というものは、普通河川として考えられておりますものの最低の基準である、こういうふうにお考えのわけでございます。そういう立場からいたしますならば、必ずしも河川法の施行令でこれをやって、あるいは水質保全法で特定なところを規制しても、同じ規制するにつぎましては制度上それほ

ども問題はないのじゃないか、私どもはそう考えるのでありますが、その点につきましてはどういうふうなお考えですか。

○松本府委員 先ほど私の申しましたような点につきましては、法律上の問題点でもございまして、内閣の法制局にもいろいろ御相談して見る必要がある、こういうふうにも思つております。それからまた、水質の問題につきましては、現在水質保全法等で水質基準をつくり、それを受けまして工場排水等の規制法で各省の大臣が工場の監督をする、水質基準を順守させる、こういうたてまえになっておられます。関係各省にもいろいろ関係があるわけでございます。したがって、通産省はじめ関係各省の御意見もさらによく伺ひした上で企画庁としても結論を得たい、こういうふうにお考えである次第でございます。

○折小野委員 ただいまの法律上の問題等につきましては、まあそれぞれ御協議なさるとして、お考えとして、こういうふうな水質基準をきめて、そうして環境の浄化をはかるといふ趣旨につぎましては御賛成でございますか。

○松本府委員 公害防止の基本法を成案を得た段階になつておられます。その中には水につぎましての環境基準をつくる、またそれを受けまして排水基準をつくる、水質汚濁を防止して水に關する公害を防止していくという基本的な性格がその中にも示されておるわけでございます。そういう方向で私も関係の行政に携わる者は努力していかねばならない。その点につきましては全くそのとおりと思つておるわけでございます。

○折小野委員 河川の水質基準を設定するにあたりまして常に問題になつてまいりますのは、いわゆる工場からの排水、こういう問題であらうと思つております。したがって、こういう面につきましては当然通産省のいろいろな御意見があらうと思つておりますが、この建設省案に対する通産省のお考えをお知らせいただきたい。

○宇野府委員 基本法が制定される以上は、幾つかの条項が新しく設けられなくちゃなりませんし、また、既存の法律におきましても、よりその趣旨に沿うように改定されなくちゃならないと思うのであります。したがって、先ほど建設省が申されました河川法に基づくところの政令制定という問題に關しまして、建設省のお考え方は私たちが了とすることであります。が、しかし、法律体系から考えますと、やはりそういう汚濁防止という問題はできるだけばらばらのじゃないか、法律体系が一本化することが正しいのではないかと、今日たまたまの通産省の考え方というものは、ただいまあります水質保全法というものの関係を中心として、今後さういふ趣旨に合うような問題を解決していきたい、こういうふうにお考えであるところでございます。

○折小野委員 法律体系の面から問題があるという御意見でございますが、法律体系が整いましたならば、やはりこのような水質基準の設定、こういうことは賛成でございますか。特に現在出ておりますこの案について、法律体系の問題は一応別として、通産省の立場として賛成されるのであります。あるいはこれに対してどういふような意見を持っておられますか。

○馬場説明員 河川をきれいにするという目的からいたしますれば、これを実施いたしますのに、水質保全法という体系を利用してやることもできますし、あるいは河川法二十九条の政令という手段をもつてやることも、理論的には、法律的には両方できますが、実質手段は、河川の水質の浄化という点に關する限りは、なるべく一つの体系でやるほうが望ましい。かように政務次官のほうからお答えしたとおりでございます。

○折小野委員 ただいまそれぞれの立場からの御意見をお聞きいたしましたわけでございますが、政府が政府だけでできる政令、これをつくるに際しまして、ただいまお聞きいたしましたとおりのいろいろな問題があり、いろいろな立場があり、なか

なか実現しないというのが現在の状態でござい
ます。これをあるいはセクト主義とか、あるいはな
わ張り根性とか、こういうような批判もございま
す。必ずしもそう言わなくとも、やはり各省にい
ろいろな仕事に分かれておる、権限が分かれてお
る、こういうところに特に公害対策の実効が期せ
られない一つの大きな原因があるんじゃないかな
うか。この点につきましては、この前からの質問に
おきまして、対策がばらばらであるとか、お互
いの連絡が悪いとか、あるいは本日の大臣のお話
の中にも十四、五省庁でいろいろ扱っておられる
ということがあるわけでございします。確かにこう
いう点、公害対策が推進しない一つの原因がある
と私どもは考えております。そういうような面か
らいたしまして、今回基本法ができることにより
まして、公害対策を推進していくという立場か
らいたしまして、できるだけこれを一本化する、
一元化する、そういうことによつて公害対策を
進めていく、こういうふうな考えのものが当然
ではなからうかというふうに考えるわけでござい
ます。特に今日公害対策の基本法をまとめるにあ
たりまして、いろいろ調整のお役目をやってきて
いただいたおります総理府の副長官がおいでで
ございしますから、そういう点についての御意見、あ
るいは今日までの過程においていろいろ御考慮、
御判断になった点がありますならば、お知らせを
いただきたいと思います。

○上村政府委員 ただいま折小野委員からお
っしゃいました点、ごもっともな点でございま
して、いろいろ総理府におきましてこの総合調整
に当たってまいりましたわけでございします、公害と
一がいに申しまして、御案内のように非常に多
岐にわたっておるわけでございします。先ほど厚生
大臣からもお話しになられました、公害対策基
本法につきましては、これこれの点を公害とする
というふうにいたしておりますが、社会の進展そ
の他におきましては、それ以外にもいろいろな部
面が考えられることはもつともであらうと思つて
わけでございします。また、大気汚染とか水質汚濁と

申しまして、その発生源といふか、その根
源をなす点を考えますと、大気汚染の点でも、あ
るいは工場の煙突から出るばい煙、あるいは自動
車その他の排気ガスの問題とかいうふうな、根源
からいましていろいろ多岐にわたっておりま
す。こういう点から、公害というものの対します
ところの対策というのにつきましては、おのお
の関係各省におきましてこの対策を実施してい
くということが能率のたつたであろう。しかしながら、先
ほど折小野委員がおっしゃったように、これがば
らばらになつてしまつたのでは、これまたその目
的を達するわけにはいかない。しからばどうい
うふうにこれを調整していくかという意味で、総理
府のほうで試案をつくりました際におきまして
は、公害対策会議というものを設置をする、これの
法的な性格は総理府の付属機関、こういうふう
になつておりまして、構成員は関係各省大臣をも
つて構成する、長は内閣総理大臣が長に当たる、こ
ういう構想にいたしました。しかしながら、総理
府の付属機関と申しまして、関係各省の大臣を
もつて構成されるのでございします、その公害
対策会議というものが公害対策の総合的な施策の
企画をする。審議機関にはなつておりますけれ
ども、実際問題として強力な実施運営の機関
になつていくであらうと思はれるわけでございま
す。先ほど折小野委員がおっしゃったように、一
つの心配といふものをどう解決するかという問題
は相当論議的になつたわけでございします、総
理府におきましては試案として、先ほど申し
上げましたように、公害対策会議というものを設
置してこれに当たっていく、こういう結論にな
つたわけでございします。

○折小野委員 先ほどお聞きいたしました河川の
水質基準の設定、こういう一つの問題をとらえて
みましても、なかなか現実には解決がついてい
ないのであります。もちろん、法体系の問題もご
ざいましょう。しかし、それぞれの立場における水
質基準に対する考え方というものがやはりあるで
あらうというふうに考えております。建設省とし

ては、当時、今年度からやろうとされておりま
したのが、すでに今日まで三カ月延びていつてい
るわけでありまして、一つのことがこういうふう
にだらだらなつてまいりますならば、たとえど
んなに施策も現実には全然効果があらがないとい
うことになつてまいります。したがって、私ども
もいたしましては、特にこの基本法ができるこの機
会におきまして、何とか公害対策が実効をおさめ
る、こういうような体制ができることを最も期待
をするわけであります。その案の中におきまして公
害対策会議につきましては、ただいま副長官から
いろいろお話がございました。確かにりっぱな、
しかも偉い大臣方が集まつて会議を結成される、
これは強力な会議のように見えます。しかし、考
えてみますと、十五省庁にわたるといふことにな
りますと、各省庁の担当大臣が全部出られるとい
うこととすると、これは閣議とひとつも変わらな
い。別に公害対策会議というものを設けられる意
味といふものは一つもないのではないかとこの
うに考えられます。私どもは、むしろ、こういう
ところにお偉いあるいはお忙しい方々をもつてき
て、そうして貴重な時間をわずらわすよりは、ほ
んとくに実効の上の機構を考えていくことが大
切じゃないか。また、その下で具体的な仕事を
をやらせる各行政機構にいたしまして、先ほど
の河川の例から見ますように、各省庁ばらばらで
はなかなかその仕事が進まないというのがやはり
現実の姿でございします。こういうような点から
いたしますならば、そのすべてというところは言わ
なくとも、少なくとも公害基本法に列挙されてお
る各公害公害につきましては、現在の担当行政
機構を統合し、一元化する。そうすることによつ
て執行力を高めていき、実効を高めるといふこと
が、最も必要じゃないかというふうなことを考
えてございします。また、この考えにつきま
しては、いろいろな人の意見その他も聞くわけで
ございします。多くは行政機構の一元化というこ
とが実効を高める上に必要である、こういう意
見を私どもも聞いております。こういう点につ
いて政府は

どのように考えておられるか、そして今後どう
いうふうにするのか、お尋ねしたいと思いま
す。

○上村政府委員 折小野委員のおっしゃったよ
うな心配は十分私どもも考えられます。と申しま
すのは、総理府におきまして各案を相互調整を
した過程におきまして、相当いろいろな問題が
あることもよく承知しております。でございま
す。とにかく先ほど申し上げましたようなこと
に試案を決定をいたしましたわけでございします。今後の
運営の問題におきまして、十分その点を考慮しな
がら公害対策会議の運営をいたすことと相なると
思つてございします。なお、この幹事会という
ものが設置されることによりまして、各省の事務次
官クラスにおきまして幹事会をつくつて相互の調
整をはかるということ、いろいろな先ほどの御
心配の点につきまして運営をはかつていくとい
うような考え方になつておるわけでございま
す。

○折小野委員 調整でまかつたからこれでしか
たがない、こういうふうな御答弁のようでござ
います。が、私どもは、やはり少しでもよくして
いかなければならないというふうに考えます。た
とえある段階において調整でこういうふうな案に
まかつたといつたとしても、次の段階において、
さらにいい案にまゐつていくということができま
すならば、最後までその努力をしてみなければ
ならないと思つております。もちろん、基本法
の案はすでに閣議の決定を見たということは私
どもも承知をいたしております。しかし、それが
国会の審議に付されるまでの間にはまだ時間
がございします。まだ努力の余地はあるんじや
ないかと思つております。また、審議の過程
におきましても、まだまだ努力の余地はあらう
と思つております。私どもの意見を、これはい
いというふうにお考えになりますならば、場
合によつては修正に際していただく、こ
ういうような考え方が出てきて
も決しておかしくはないのじゃないか、か
ように考えるわけでございします。したが
つて、せつかく

つくりますこの基本法がほんとうに国民の期待に沿うようなものになっていく、またお互いにそうするように最後まで努力を払ってまいりたいと考えます。

また、これは私のほうが答弁みたいなかつこうになりましたが、幹事会を置くというお話もございしますが、しかし、これは通常政府の中でのいろいろ運営されておる事務次官会議というの結局は同じこととございします。そういうのにただ名前をつけたというにすぎないんじゃないかと私も考えます。こういうものをほんとうに効果のあるもの、ほんとうに総合的な企画のできるもの、しかもその企画をほんとうに推進するための組織としていただくことが、公害対策を推進するための組織として最も大切なことじゃないか、そのように考えるわけでございします。その点につきましては、おそろく今後厚生省が庶務的な仕事をやっていかれる予定である。こういうふうになっておりませんが、厚生大臣としてはどういうふうにお考えですか。

○坊間務大臣 だんだん御意見を承ったのでございしますが、つまりこの公害の発生源というものが、あるいは産業であり、あるいは交通であり、その他もたくさんありましようけれども、そういうったようなものから公害が発生してくるということでございまして、さような意味におきまして、公害が発生するそういう一番の根源を所管しておる各省が分かれておるといふようなことで、公害だけ切り離してしまつて一つの機関をつくりたいといふことは、発生源と公害とは、そこから発生するのでございしますから、そこでこれを切り離して特別のものをつくるということも、一つの考えだとは私は思いますけれども、しかし、その発生源を所管しておるところの各省の責任者が集まりまして、そして公害対策会議というものをつくりまして、その会議においていろいろ検討をする。そしてこれを最も行政の長であるところの総理大臣が会議の長として司会し、これを運営していくということが、現段階におきましては非常

にまつたような姿であらうと私は思っております。それから、これに対する対策ということになります。たまたま厚生省が所管しておりますことは大体において被害者の立場、ほかの各省、これは発生をして、表現が悪いかもしれませんが、加害者の立場にあるわけで、その被害者の立場にある厚生省と加害者の立場にある各省のそれぞれ責任のある大臣が相談をいたしまして、これに対する対策——対策でも被害者だけの立場から対策というものは非常に立てにくい。そこで、これもまた加害者と被害者との間におけるいろいろの相談、検討ということによって対策を立てられていくというふうな意味におきまして、今度の公害対策会議というものは、今日の公害対策をやつていく上におきましては非常に妥協なる機関と申しますか、妥協なる仕組み、かように私は考えております。

○折小野委員 公害の発生源が違ふ。したがって、それぞれの発生源に伴う関係行政機構が違ふ。そのことがやはり公害対策をおくらしめる現実の理由じゃないかと私も思うわけです。ただいまの大臣のお考えは、それぞれの立場において発生源まで持つておるところが十分責任を持つた対策をやつて、そしてその調整をはかることがいい、こういうふうにおっしゃいます。ところが現実には、そういう立場にあることが強調され過ぎておりますがために調整がつかない、したがって対策がおくれておる、あるいは行なわれない、こういうふうになっておるんじゃないかというところを懸念するわけでありします。もちろん、機構その他を運営していきましますのは人でもございします。ですから、これは機構ばかりがすべてをきめるわけじゃないと、私もそう思っております。したがって、十分にその間の連絡がとれ、十分にお互いの調整ができれば、それはおっしゃるようなことにならうかと思ひますが、そうするためには、やはりとりあえず組織の面からそれにふさわしい、また現在それを阻害しておるような面を取り除いてやつていくことが一番いい方法

じゃないか、近い方法じゃないか、こういうふうにお考えのわけでございます。御検討願ひます。

○坊間務大臣 ちよつと私の申し上げましたことが否足らずのために誤解を招いたか、あるいは私が聞き間違えたのかも知れませんが、私は、公害の発生源がそれぞれ対策を立てればいいではないかと申し上げたのではないのでございまして、公害発生と、被害者の立場にある厚生省と、それそれ発生源がたかさんございしますが、そういうたような立場のものの責任者が会議をつくりまして、そこでお互いに相談をして、そしてその発生源を突きとめ、かつまたこれに対する対策を立てていく。この会議体が基本的なそういうたような対策を考えていく。それを会議の長として総理大臣がやつておるので、そこでこの姿がいまの公害対策をやつていく上におきましては妥協な姿ではないかと考えておるということをおし上げたように思ふのでございします。

○折小野委員 考え方としては、確かにおっしゃる考え方一つの方であらうと思つております。しかしながら、現実にはその対策が進まない。また現実には、その被害者を代表していただきます厚生省が加害者を代表するその他の省庁から押され気味である、こういうふうな私どもの目に映るわけでありします。したがって、そういう点をなくしていくためには、少なくとも行政機構の一元化をはかることが必要じゃないかというふうにお考えのわけでございます。この点につきまして、は今後の問題として、またどのような形になつたにいたしまして、運営の問題として十分その実効をあげていただくように御処理をお願いしたいと思つております。時間がなくなりましたので、あとは法案の出ましたときに申し上げたいと思ひます。

ざいですが、現在出ておりますこの基本法の試案要綱その他のものを見ましても、はたしてこれを認定するのはどこか、だれかということに対する規定なり考え方というものが全然ないように考えるわけでございします。しかしながら、いわゆる被害者という立場になつてまいりますと、直ちに何かしてもらいたい、そういう場合にかけ込む先がないというのが現実の姿でございします。そういう場合には、まずそれが公害であるかどうか、あるいはどの程度のものかあるか、あるいはそれに対してどういうような対策を講ずべきであるか、そういう基礎になる公害を認定するその責任者、こういうものを基本法の中においてはっきりたつておくというところは、すべての対策を進める上にも大切なことではないか、かように考えます。

○館林政府委員 お説のとおり公害を認定すること——まず公害があらわれらる方方は二種類ございまして、一つは住民の苦情の形でそれが表に出てくる。その場合に、お尋ねのようにならざる情を受けつけるところ、そしてその苦情に基づいて実態の調査をするところが必要になつてまいります。それと同時に、住民が知らない間に公害の進んでおることとございします。苦情がなくとも常時監視をしておる、もう実際上はあぶない状態になつておるかどうかということをお調べしておるところが必要であります。これらの公害の監視に当たる機構につきましては、今回の試案要綱にもございしますし、その趣旨を取り入れた基本法ができる予定でございします。問題は、お尋ねの苦情処理を受けつける機構でございしますが、これにつきましては、やはり要綱並びに基本法の実際の文章の中にも取り入れる予定でございまして、今後それらの具体的な整備が行なわれる、かようなことになつておるわけでございます。

○折小野委員 監視あるいは調査機構というものを整える、またその機能を充実させる、こういうことは非常に大切なこととございします。しかしな

がら、これの対策を適切にかつ効果的にやっていために、何としても一定の権限を持った認定者というものが必要ではないか、ただ単に監視してこういう結果が出た、調査した結果こういう結果が出た、それだけでこれを認定者というのかどうか、その点に問題があるのではなからうかと考えます。

○館林政府委員 このことは、実際の処理にあたりましてはかなり専門的な知識を必要とする。行政的な認定というよりは、むしろ第一次的には科学的な調査が必要であって、判定もできる限り科学的な判定を行なう必要があるわけでございます。その意味合いで、これらの専門の仕事に当たる専門家をこれから養成していかなければならぬということ、そのような規定も設けられることになっておるわけでございます。今日まで必ずしもこれらの専門技術者が十分ではございませんし、また体系も必ずしもすっきりしたものがあつたというわけではございませんので、今後の早急に解決すべき課題となつておるわけでございます。

○折小野委員 認定ということの中には、ただいまおっしゃいましたような技術的な問題、そういうものが前提としてあるわけでございますが、認定するということとは、やはり行政上の責任の所在ということだと思ひます。それはやはり明らかに基本法にきめておくということが必要であらうと思つております。その認定のためのいろいろな資料の収集その他につきましては、これはもうただいまおっしゃるようなことで、その充実をしていかなければならぬが、認定の行政上の責任の所在、これを明らかにしておく必要があるのではないかとこのことでございます。

○館林政府委員 お尋ねの件は、おそらく今日原子力基本法において設けられておるような機構を、やはり公害に対しては必要ではないかという御趣旨でおっしゃつておられるかと思ひますが、これらの機構は、今回の予想せられる法案の中でも救済制度等この法律の施行を円滑にするための

機構は、今後検討というか整備するというようなことになっております。具体的にお説のような線に沿つてそのような組織を整備する必要がある、かように考えております。

○折小野委員 一応これで終わります。

○八木委員 岡本富夫君。

○岡本(富)委員 最初に厚生大臣に一言お伺ひいたします。

このたび閣議決定されたといわれておる基本法におきまして、その中で、政府は、大気汚染、水質汚濁及び騒音にかかる環境上の条件について、それぞれの健康を保護し、生活環境を保全する基準を定めるものとする、こういうようにございます。

そこで、いま私の申し上げたいことは、近年産業公害によるところの被害は顕著で、東大の石崎達教授は、集団検診の結果、東京、横浜、こういうところに住んでおると、五十歳以上に達すると気管支症状または肺機能低下、こういうように人体の健康が非常に急激に衰弱しておる。こういうように発表しておりますけれども、ここでいろいろと調べましたところ、亜硫酸ガスで非常にやられておる、こういうように出ておりますが、この亜硫酸ガスについての基準、こういう面について、厚生大臣はおそらく閣議においてこういうものを決定するときにおいていろいろと研究なさつたと思ひます。それでなかつたならば架空の空論になりますから、それについて一べんお聞かせ願ひたいのであります。

○坊国務大臣 川崎等の問題につきましては多少事務的にわたりますので、環境局長からお答えさせていただきます。

○館林政府委員 ただいま亜硫酸ガスにつきましては排出の規制が行なわれまして、ばい煙規制法によりまして地区指定を受けました地区においては、個々の煙突から出てまいりますばい煙と申しますか、煙の中の亜硫酸ガスの濃度は一定量以上あつてはならないという規定があります。もう全国多数の地域にそのような地区指定をいたして規

制をいたしております、ことに四日市や川崎は強度な規制をいたしております。ただお尋ねの点は、それとは別に、そのような個々の規制をして全体的な空気が必ずしもきれいなわけではないので、これ以上きたなくしないという、中谷先生のおことばであれば亜硫酸ガスの許容限度、そういう意味合いでの環境基準というものは、公害基本法の答申を出していただきました公害審議会の中に特別部会が設けられまして、ただいまその基礎となる資料を取りまとめまして審議に入つておるところでございます。

○岡本(富)委員 これから審議するということがありますが、この一つの事例を見ましても、厚生大臣に申し上げたいことは、今度の総理を中心としたところの閣議でもって決定したこの基本法というものは非常に穴だらけである、しり抜けである、こういうように私は推定したわけでありまして、それでこういう基準につきましても、一つ一つ積み上げた中からやはり基本法をつくつていく。現在私の申し上げたいことは、ほんとうに住民が困つておる、たくさんの人たちが困つておるこの事情においてつくつておるのかどうか。先ほどからいろいろの方の話がありまして、ように経済との調整、こういう面、実際に困つておるもの、これからつくつてないよう感ずるわけでございます。だから厚生大臣、こういう基準はどうなつていますか。非常にこまかい問題で、こういう問題はやはり担当官から答えるのがあたりまえでありますけれども、一番いま重要なこの国民の健康を保持するところの公害基本法について、全部はわからなくとも、こういう環境基準について、やはり亜硫酸ガスの問題、これはこれからどうなるのか、もっとも私も思ひやりのある考えから勉強もしてつくつてもいい。これを強く要求するわけでは、そういう考えはどうでしょう。

○坊国務大臣 おっしゃるとおり、公害防止といふことは、何といひましてもわれわれ住民の生活なり、生存なり、健康なりということに公害から守つていく、こういう趣旨のものでございます。

で、この基本法に基づいてつくつてまいります環境基準というものはその目的に沿つたものでなければならぬ。われわれの生活、健康が、環境基準をつくつて、その環境基準をつくりながらものさしがなおいとところにあつて、その後も健康が阻害されるといったようなものであつてはこれは何ものでもない。さういふ意味におきまして、りっぱな環境基準というものを作成してまいりたいと考えております。

○岡本(富)委員 そうなれば、いまこの亜硫酸ガスの問題について全国で一番困つておるの、重油をたぎますとどうしても亜硫酸ガスが出るのです。それではこの亜硫酸ガスの少ないという原油はどこからくるのか、まずその国をお聞きしたいのです。これは厚生大臣に聞いてもしかたがありませんので、科学技術庁にお願いいたします。

○始閣政府委員 これは通産省のほうからお答えを申し上げたほうがいいのだからと思ひますが、御指摘のように産地のいかによつて硫黄の含有分は相当違つております。アラビア産から産出したしますものは含有量が相当多い。これに反しまして北スマトラ等のものはかなり含有量が低い、こういうふうに承知いたしております。

○岡本(富)委員 あなたのほうから発表しておりますところの報告の中に、硫黄の低い重油が入つております。一べんこれ読んでください。それで私の言わんとするところは、各国との状況があつて、輸入につきましても硫黄の少ないものばかりをとるわけにいかぬと思ひます。そうすると、勢いどうしても硫黄分の多い重油の脱硫方法、脱硫しなければ先ほど厚生大臣が言つたように亜硫酸ガスの低い基準のそういう状態にはマッチしないと思ひますが、この脱硫方法についてお聞きしたいのです。どうでしょう。

○始閣政府委員 脱硫方法には、重油の中から直接脱硫いたします方法と、排ガスの中から亜硫酸を抜く方法と二つあるわけでございますが、前者につきましても、すでに千葉県下にごさいます出光興産の製油所、それから横浜の日石等におきま

して、アメリカの技術を導入いたしまして、規模は必ずしも大きくございませんが、脱硫装置の建設に着手をいたしておりますが、一番進んでおりますのは出光の分だと思ひますが、この秋ごろには完成するといふことに承知をいたしております。なお、私も総合調整の立場でございますが、具体的には通産省の工業技術院のほうでやりになっておるのであります。政府といたしましても、この直接脱硫の技術開発の問題を本年度予算で取り上げまして、三カ年計画で緊急に着手するといふことになっております。

それから排ガスから亜硫酸分を除去する方法につきましては、すでに昨年から政府がいわゆる大型プロジェクトとして取り上げまして、その研究開発を進めておる。こういう段階でございます。

○岡本(宣)委員 基本法がいよいよ提出されようというときに、実際に脱硫して油を使えるようにしなければ何ともならないと思うのです。この実用化、いつから使えるかという見通しはどうなんでしょうか。

○始閣政府委員 技術的には、すでに実行可能な方法が確立しておるわけでございまして、日本で使っております重油の膨大な量につきまして全部即時というわけにはまいりませんが、本年の秋ごろから、脱硫したことによりまして硫黄の含有量の少ない重油が出回るといふ手はずになっております。

○岡本(宣)委員 厚生大臣、申し上げたいのは、こういうようにまだ脱硫装置も完成していない、したがって、やはりしばらくはいままでと同じような重油を使うことになるわけですね。私のほうの調べによりますと、出光のほうの完成は四十二年の九月、ここの秋になっておりますけれども、これも全国で使われる量に比しますと非常に少ない。密集地帯で、そこではいいと思ひますけれども、これ一基だけでは非常に少ないわけですね。ちょっと考えますと、自動車は速度制限をしておいてメーターがない、こういうようなことは感ずるわけです。したがって、一つ一つこういうふう

に検討していきますると、非常にしり抜けになる基本法ではなからうかと国民は心配をされているわけですね。その点について……。

○坊国務大臣 今日一つ一つの公害発生のおそれ、これを観察、観測してまいりますとおっしゃるとおりです。私は、今日の段階におきましては、公害が発生しておるといふ事実を否認はできないと思ひます。そういつた公害の発生を防止し、規制していくために今度この基本法をつくりまして、そして公害の発生源であるそういったようなところの企業者に、事業活動によつて公害を発生しないようにしていく、こういう責務を負わしていく。これができるといふことによつて、さうな公害からわれわれの健康を守つていきたい。今日の段階において一つ一つこれをあげてまいりますと、まだ非常にたくさん公害の発生源というものが存在しておることは否定できないことだと思ひます。しかし、できるだけ御審議を願つて、この法案を通していただいて、そしてこれに基づいて具体的な、あるいは法律その他の措置によつて公害を防止していくといふことが今度の法律の趣旨であり目的であらう。私はかように考えております。

○岡本(宣)委員 いま私が一つ一つについて厚生大臣に聞きますと、わからぬわけですね。これはどこそこの担当だ、これはどこの担当だといふことになって、結局はこの基本法ができて、またこの基本法をつくるにつれて、はつきりしたリダーシップをとつていくところ、それがなければだめだと思ひます。たとえば脱硫装置にしましても、こんなおそくではだめではないか。たとえば厚生省が主管ならば、厚生省がどんなことを推進していく。こういうふうになるには、やはりどうしてもただいまのように行政がばらばらではうまくいかないと思ひます。先ほどだれかお話しがありましたように、この行政につきましても、先ほど厚生大臣はいや、これでも総理がやっているのだからいいやうだ、こういう話がありましたが、厚生大臣にこの環境基準をきめるについ

てたつた一言聞いても、これは所管庁が違うから、こういうような状態です。したがって、私の申し上げたいことは、行政の一本化がやはり必要ではなからうか、こう思ふのですが、どうですか。

○坊国務大臣 御指摘のとおり、公害の中にはいろいろなものがございますが、たとえば亜硫酸ガスによりましてわれわれの健康が非常にそこなわれる、この原因は一体どういふことだ、これは脱硫装置といったようなものでできていないから。こういうふうには原因を突き詰めていきまして、これを公害対策会議でどういふふうに措置していくかといふようなことを迅速にきめていく。そうしてこれに対する対策を立てていく。そういうようなことを一つ一つ積み上げていくことによりまして公害を防止していくといふことでございます。

公害対策会議はそういうようなことをやらねばなりませんから、そこで、たとえば産業の面における通産大臣も入つておれば、被害者の立場にある厚生大臣も入つておる。こういうようなことで具体的に一つ一つそこで突き詰めて対策を立てていく、こういうことでございまして。

○岡本(宣)委員 なるほどお聞きすると、一つ一つ取り上げて、それからやっていくのだという話でありましたが、たとえばその取り上げるところの通産省は、私のほうの担当しているところの工場はたくさん亜硫酸ガスを出しているんですよ、ひとつこれを取り上げてくださ、こう言うわけにはいかぬでしょう。おそらく被害者のほうから、たとえば官庁でいうと厚生省のほうからそういうものが出てきて、初めて対策会議にかけられるが、そういうことになりま、ほかのところは、通産省にしましても非常に加害者になるから、なるべくなら引つめておく。こういうことになりま、もともと厚生大臣はしっかりしてやらなければいかぬと思ひます。環境基準一つでも、これはあなたの方で十分検討していただつたと思ひます。そうすると、これはどうなつておるのだ、どうなつておるのだ、ほんとうに真剣に今度の基本法について検討なさつておる

ならば、もうこんなことは、あなたは一つ一つわかつておる。それでなかつたら、私は対策会議といたつてもたいしたことはないと思ひます。先ほど申しましたように、加害者のほうは、なるべくならば何も言わずに知らぬ顔をしております。そうすると厚生大臣、もつとしっかりしてやらなければならぬと思ひますが、どうですか。

○坊国務大臣 厚生大臣がしっかりしていないとだめじゃないかといふことばでございまして、まさにそのとおりだと思ひます。私は、これから、今日までも、この基本法をつくるに当たりまして、皆さんからごらんになれば、たいへん後退じやないか、こういうおことばでございすけれども、いまの状態におきましては、この程度でも、理想的だとか十分だとかいふことは考えてはおりませんが、いまの事態においては、これでも私は満足している。今後この法律を通過し願ひまして、これを運営していくにあつていろいろ具体的な措置、あるいは法律もつくつてまいりましようし、あるいはいろいろな行政措置も行なつてまいりましようが、それに対して無力ではなはだ申しわけございませんけれども、全力をあげたいと思つております。

○岡本(宣)委員 そうすると、厚生大臣のお考えでは、現在はこれしかかたがない、将来はしかし行政の一本化もしていこう、こういうビジョンを持つていらつしやるのですか。

○坊国務大臣 もちろんいま作成いたしましたこの法律案というものは、これは理想的な完べき無欠のものだ、かように私は考へておりません。いまの段階においてはこれの程度でもつて、これは所管大臣としてはこれでもつてまあ満足すべきものだといふ考へでありますけれども、未来永遠にこれでもつてもう完べきなものである、さうなことは考へておりません。

○岡本(宣)委員 未来永遠といふと何千年にもなりますけれども、ことばじりはちよつとおかしな話ですが……。この件は、いよいよ審議されるようになりましたら、私も公明党としまし

でも、こういうような審議でなくして、独自の立場でもっと審議させてもらいたい、こう思っています。

次に、あれどもおりませんからゆつくりやってもいいわけですが、皆さんに迷惑がかかりますから……。法務大臣をお願いしてあつたんですが、おいでになつておりませんので……。先ほどからいろいろ話がありました阿賀野川の中毒事件につきまして、こういう公害問題でたくさんの方がなくなつた、あるいは病気になる、この阿賀野川の問題について司法当局が全然関与しない理由は何でしょうか。これは堀内さんですか。

○堀内政府委員 ただいまの御質問でございますが、法務省が刑事事件として取り上げないことはどうかという御趣旨のようですが、いかがでしょうか。——そうでございますとすれば、私、その所管の局でございませんで、ちょっとお答えはできませんが……。

○岡本(富)委員 あなたの所管は何ですか。——人権擁護局ですね。じゃ、この事件で、憲法で保障されたところの基本的な人権、それからこうして生存権をいまだかされておる、それに対する局長のお考えはどうですか。

○堀内政府委員 私ども人権擁護の立場といたしまして、昭和四十年の六月十三日の各種の新聞でたゞいま御質問の事件を承知いたしました。人権の立場からゆゆしい問題だと考えておるわけでありまして。ただこの事件につきましては、厚生省あるいは新潟県がすでに乗り出しております調査などはいたされておりますので、私どもとしましては、被害者から申告もありませんので、それらの関係者と連絡をとりながら情報を集めておる、こういう段階でございまして。

○岡本(富)委員 申告がなければだめなんです。ね。

○堀内政府委員 私どもの立場は、申告がありましても活動いたすのでありますが、そこでただいま申しましたように情報を集めておる、こういう

うわけです。

○岡本(富)委員 この事件が発生いたしましたから足かけ三年になります。二年有余になります。もしもほかの事件で——たとえばこの前東京駅の新幹線でダイナマイトの事件があつた。申告がなくてもやはり行くと思ふんですね。直ちに活動しますね。しかしながら、この阿賀野川の問題だけは調査中ということでは、いつまで調査中なんだろうかね。

○堀内政府委員 すでに新潟県あるいは厚生省のほうで調査いたしておりますので、これらの省と連絡をとりながら私ども情報を集める、そういうことをいたすだけの能力という問題が若干ございまして、私どもとしてできるだけのことをするということでございます。

○岡本(富)委員 じゃ、大体いままでの調査した結果として、工場排水というように一応確定しておるようです。もしもこの工場排水というようにきちんと確定した場合の司法的処置はどうでしょうか。

○堀内政府委員 私ども、いま申し上げましたように直接調査しておりますので、因果関係などの問題を私どもとしてはまだ結論を出しておりません。

○岡本(富)委員 確定した場合の司法的処置、あるいはいつごろ調査するのでしょうか。もうたくさんの人たちが、学者も研究し、また科学技術庁ですか、こつちのほうでは大体結論が出ておるようには聞いておりますけれども、どうでしょうか。

○堀内政府委員 まだ厚生省のほうでも結論を出されておらないのじゃないかと思ひますが、厚生省などで結論を出されれば、私どももおお換討させていただきます。

〔委員長退席、島本委員長代理着席〕

○岡本(富)委員 厚生大臣どうですか、こつちは結論出てないのですか。

○坊間務大臣 厚生省におきましては、事件発生以来、科学技術庁の予算によりまして、この事件

の真相を追及いたしますために調査班を設けまして、調査三班ございまして、その三班からそれぞれ、その答申をいただいております。厚生省としては、その答申を現在食品衛生調査会にかけまして、そしてその結論を得まして、厚生省からこれを科学技術庁へ提出いたしまして、そして科学技術庁で最後の決定をする。政府の意見としての決定はその段階において行なわれる。こういうことに相なっております。

○岡本(富)委員 実際に現地の状態を私はこの前の予算委員会でも、行つてまいりましたお話ししたのですが、悲惨なものです。五名死んでおりますし、それから二十何名はたいへんな病氣です。先ほどからもその点については話がありましたけれども、非常に手ぬるいやり方じゃないかと思うのですが、もう少し早く、また一日も早く現地の人たちを、あの住民の人たちを安心させてあげ、それであればならないと思ひます。このような事件が前に熊本県の水俣でありまして、またこのたびも発生したわけです。こういう発生原因者の無過失責任について、これは法律に明記しなければならぬと私は思ふのですが、司法当局はどうでしょうか。

○味村説明員 御質問の阿賀野川事件については、まだ調査中でありまして、原因等が確定したという段階にはなっていないと存じます。この事件を契機といたしまして無過失責任を規定すべきかどうかというところは、御指摘のように非常に問題のあるところであらうかと思ひます。何ぶんにもいまの民法は過失責任主義を基調としておるわけでございますが、はたして阿賀野川事件あるいは水俣事件等におきまして、無過失責任主義を採用しなければ原因者の責任を追及できないものであるかどうか、非常にこころは検討を要する問題であらうかと思ひます。最近の動きといたしましては、危険な事業を行なう企業に対しては無過失責任主義をとるべきであるという意見も相当有力でございますので、そういう点は今後の検討課題であらうかと存じております。

○岡本(富)委員 スウェーデンでは水の裁判所を設けて、企業の監視あるいは取り締まりをやつて、企業の認可制あるいはまた被害者の保護、紛争の処理、また被害の認定、補償等を実施しているけれども、日本でも公害裁判所を設定すべき段階に來たのではないかと、こう思ふのですが、どうでしょうか。

○味村説明員 実は現在公害に関する裁判例というものが少くないわけではあります。したがって、現在のところ公害のために特別の裁判所を設置すべきかどうかというところは、まだ一般的には議論にはなつていないように存じます。ただ、いま申し上げた、まあ私の単なる私見でございますけれども、現在の裁判所の能力でもって公害に関する事件を処理することも可能ではなからうかというように存じております。

○岡本(富)委員 これはまた大臣にお聞きしたいと思ひます。法務省にはいろいろとまた検討しておいてもらいたいと思ひます。

最近自動車の排ガスが非常に多くなりまして、そして公害がたゞさん起こつておる。この事例につきましてはきょうは申し上げませんけれども、先般私が当委員会におきまして尼崎の立花駅の付近の踏切の問題を取り上げまして、運輸政務次官に対して約束したことがあります。なぜかならば、あそこはたくさん自動車が停滞します。そしてそこから排ガスをたくさん出すのです。したがって、商店街があります、その中にたくさんさんの排ガスが入つてきて、お客さんがだれも来ない。やましましゅう言つておるわけですが、その踏切問題について、計画をこの次に発表します、こういうようなことではございまして、どうでございますでしょうか。

○金丸政府委員 先般の委員会におきまして御質問があつたわけでありまして、ちょうど私も月曜日に神戸の百年祭の祝賀式がありましたから向こうへ参りました、その状況も聞きました。まさに先生が御指摘なさつておるような状況のようであ

ります。この問題につきましても国鉄あるいは運輸省の鉄監局なりにもいろいろ聞いたわけでありますが、その結論といたしましては、道路管理者側の事情がありましてこれまで延びておるわけでありますが、国鉄といたしましては、できるだけこれを早くやりたい、こういう考えでおるわけでありますが、なお運輸省といたしましては、速急にこの問題を道路管理者側と国鉄と協議するように促進したいという考えで、国鉄とも先般話し合いをいたしました次第でございます。

○岡本(富)委員 早急にやりたいと話合つただけでは住民は納得いたしません。なおおそろしいことは、この踏切はいままで手動でやっております、そのときは大体信号が鳴ってから一・八キロの距離でもって列車が来るわけです。そうすると大体四十秒くらいで来るわけです。現在、二月の二十四日には一・三キロで特急が来るわけです。そうすると二十秒で入ってくる。その踏切でもしも車がえんこしたら一発で事故が起こるわけです。そういうような、最近運輸省でも非常に問題にしておりますところの私鉄のあの踏切の事故、こういう面になりますと、相当な事故が起こるのではないかと、こういうふうに思われるわけです。ですから、計画をひとつ出していただきたい。そして一日も早くやっていたきたい、こう思うのですが、どうでしょうか。

○金丸政府委員 この問題につきましては、前には人によりましてあすこの踏切を整理いたしておったわけでありまして、それを機械化してまいりました。そのために非常に時間が長くなる。こういう問題点もあるわけですが、しかし、保安上、絶対人命というものが一番尊重されなければならぬことは当然のことであるわけでありまして、人力でやるより機械でやることのほうが間違いない、これは保安対策上しかるべくやるべきだ、こう考えるわけでありまして、しかし、それでは先ほど御指摘のとおりでありまして、非常にガスの公害もある、あるいは時間的にも非常にロスがある、こういう迷惑を非常にかけ

ておるのでありまして、一日も早くこれを立体化することが必要であらう。

この問題につきましては、国鉄から施設局長が来ておりますから、局長のほうからも詳細にお聞き願えば非常に幸いだと思います。

○松本説明員 ただいまの御質問についてお答えいたします。結論は、ただいま政務次官からなる御説明のあったところでありまして、そのとおりになると思います。

ただいま御質問のこの自動踏切についてでございますが、これは現在では踏切の通過換算交通量は約十万九千ということになっております。私もいたしまして、鉄道側自衛の立場から何とか早くこれを立体化したいということでございます。まして、運輸省御当局の御指導もございまして、すでに三十九年には、この踏切を何とか立体交差をいたしたいということでも計画を策定して提出いたしております。自來尼崎市当局と、実施を推進するべく協議を進めてまいっておるわけでございます。

先生御案内だろうと思うのでございますが、大休尼崎市に当時から問題になっておる立体交差化すべき踏切が約三カ所ございまして、この踏切が実は第三番目に取上げられた。いままでは、ナンバワン、ナンバーツー、二カ所はもうすでにこれを立体化いたしました。この次の時点でいま御指摘の自動踏切を立体化するということにつきまして私ども尼崎市当局と協議をいたしまして、大体今年度から予算化したい。実は国鉄はすでに昨年からこの調査に当たっておりまして、昨年度から予算をいろいろと使って調べておるのでございまして、なかなか協議が成り立ちません。いよいよもう現在の交通状態では、いたずらにただ人間の判断だけでやっておるのでは非常に危険であるということございまして、多少無理して、沿線の皆さんに御迷惑のかかることは十分承知はしておったのでございまして、非常に通行量が多くなつて危険な状態になりましたので、やむを得ずあのような措置をとった次第でございます。

なお、現在立花駅を橋上駅にいたしましたので、少なくとも通行する歩行者につきましては立体的にこれを扱うという工事を進めております。立体化の工事は約四億六千万円程度かかりますが、これを本年度から至急に進めたいというふうに考えておる次第であります。

○岡本(富)委員 それはよろしく願います。それから先般の委員会でも、大阪の空港問題の騒音防止について金丸政務次官に対していろいろとお話を申し上げました。近く淡路島に新空港ができるといふようなうわさがあるのですが、この問題も騒音防止についていろいろと考えていただかなければならぬ。こういうふうに思うのですが、どうでしょうか。

○金丸政府委員 その問題につきましては、一応本年度は調査をしようということで調査費を一部盛っておるわけでございますが、騒音防止という問題も法案が出るという事態でありますから、飛行場をつくる問題につきましても、そういう問題について十分調査の上これを施行しなければならぬ、こう考えております。

○岡本(富)委員 調査も必要ですけれども、お話の踏切の問題といい、いろいろな問題についてできるだけ早くお願いしたいと思ひます。

時間もちましたから、これできょうは終わります。

○島本委員長代理 次会は来たる二十四日水曜日午後一時より理事会、理事会散会後委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時四十三分散会